

陳
情
書
綴
(第68号～第93号)

令和6年第4回
市議会委員会審査分

堺
市
議
会

陳 情 書 綴

(陳情第68号～第93号)

令和6年第4回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 68号	対外的情報機関の設立等について……………	1
陳情第 69号	臓器移植について……………	3
陳情第 70号	再審法について……………	5
陳情第 71号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 72号	行政にかかる諸問題について……………	13

(議会運営委員会)

陳情第 71号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 73号	行政にかかる諸問題について……………	19

(総務財政委員会)

陳情第 71号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 72号	行政にかかる諸問題について……………	13
陳情第 73号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 74号	行政にかかる諸問題について……………	23

(市民人権委員会)

陳情第 71号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 73号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 75号	集合住宅にかかる諸問題について……………	27

(健康福祉委員会)

陳情第 71号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第 72号	行政にかかる諸問題について……………	13
陳情第 73号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 74号	行政にかかる諸問題について……………	23
陳情第 75号	集合住宅にかかる諸問題について……………	27
陳情第 76号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	29
陳情第 77号	市立老人福祉センターの入浴事業について……………	31
陳情第 78号	南区役所生活援護課について……………	33
陳情第 79号	こころの健康センターについて……………	41
陳情第 80号	日常生活用具給付等事業について……………	59

陳情第	8 1 号	子どもの権利条例について……………	6 1
陳情第	8 2 号	障害者施策等の充実について……………	6 3
陳情第	8 3 号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	6 5
陳情第	8 4 号	行政にかかる諸問題について……………	6 9
陳情第	8 5 号	行政にかかる諸問題について……………	7 3

(産業環境委員会)

陳情第	7 2 号	行政にかかる諸問題について……………	1 3
陳情第	7 3 号	行政にかかる諸問題について……………	1 9
陳情第	7 4 号	行政にかかる諸問題について……………	2 3
陳情第	8 4 号	行政にかかる諸問題について……………	6 9
陳情第	8 6 号	公共交通等について……………	7 7

(建設委員会)

陳情第	7 1 号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第	7 2 号	行政にかかる諸問題について……………	1 3
陳情第	7 3 号	行政にかかる諸問題について……………	1 9
陳情第	8 5 号	行政にかかる諸問題について……………	7 3
陳情第	8 6 号	公共交通等について……………	7 7
陳情第	8 7 号	公共交通について……………	7 9
陳情第	8 8 号	公共交通について……………	8 1

(文教委員会)

陳情第	7 1 号	行政にかかる諸問題について……………	7
陳情第	7 2 号	行政にかかる諸問題について……………	1 3
陳情第	7 3 号	行政にかかる諸問題について……………	1 9
陳情第	7 4 号	行政にかかる諸問題について……………	2 3
陳情第	8 4 号	行政にかかる諸問題について……………	6 9
陳情第	8 9 号	教育環境について……………	8 3
陳情第	9 0 号	支援学校について……………	8 7
陳情第	9 1 号	HPVワクチンについて……………	9 1
陳情第	9 2 号	放課後施策について……………	9 5
陳情第	9 3 号	放課後施策について……………	9 9

対外的情報機関の設立等について

陳 情 者 愛知県安城市

社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」

代表 加 藤 克 助

対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出についての陳情

陳情の内容

我が国が、東アジアで戦争に巻き込まれ、主要な食料の輸入が全面停止し、国内の食料備蓄が枯渇した時、多数の人々が、飢餓状態に陥ります。

このような事態にならない為に、常時食料輸入先の政治動向の把握が必要です。国に対して、対外的情報省を設立し食料危機に対応することを求める意見書の提出をお願いする次第です。

<陳情事項>

世界は戦争の時代に突入しました。ロシアがウクライナに侵略戦争を始め、中東では、イスラエルとハマスが武力衝突を繰り返し、中東全体が不安定化しています。

東アジア地域では中国が拡張政策を進め、北朝鮮も核実験を繰り返し、東アジア全体に緊張関係が高まっています。又東アジアで戦争が勃発すれば、我が国は、輸出入が途絶え、食糧備蓄は底をつき食料危機が発生し、国民は飢餓状態に陥ります。

この為、常日頃有志国と連携し、食料輸入先の政治動向等を得る事が重要です。国に食料危機に対応するため対外的情報省を設立するよう意見書の提出をお願いする次第です。

受理年月日 令和6年8月15日

臓器移植について

陳 情 者 東京都新宿区

一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸 山 治 章

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への
渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の内容

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

<陳情事項>

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が2022年12月が、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外

での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

受理年月日 令和6年11月1日

再審法について

陳 情 者 大阪市北区

大阪弁護士会

会長 大 砂 裕 幸

「再審法改正を求める意見書」を採択して下さい。

陳情の内容

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。これでは適正・公平な裁判とはいえません。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人（元被告人）の無実を示すものが含まれていることも少なくありません。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。このような不正義を放置しておくことはできません。

しかも、いったん裁判所がえん罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改め

て有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手續となっています。つまり、再審請求手續というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。したがって、再審請求手續において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになりますので、速やかに再審公判の手續に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではありません。

えん罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、えん罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいますし、大崎事件（96歳）や袴田事件（87歳）のように、相当の高齢となっている方もいます。このように、えん罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題があります。そこで、再審請求手續における手續規定に関しても、速やかに整備する必要があると考えます。

この点について、日本弁護士連合会は、2023年（令和5年）6月16日、再審請求手續における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止、再審請求手續における手續規定の整備などを含む再審法の改正を求める決議を採択しました。また「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」も発足し、現在300名を超える議員が、これに参加しています。えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正には、もはや時間の猶予はありません。

したがって、再審法は速やかに改正されるべきだと考えます。

以上のとおり、意見書を採択していただきたく陳情をいたします。

受理年月日 令和6年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会堺支部

代表 長川堂 いく子

大 野 ますみ

畠 山 久 子

杉 戸 愛 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、ジェンダー平等をめざす立場から、若者や子育て世代から高齢者までの幅広い世代の会員の願いや要求を汲み上げ、様々な生きづらさを解消できるようにと草の根の運動を進めています。そのため最も身近な市政に対して、政令市の権限と財源を大いに活かし、市民が主人公で誰もが安心して暮らせる堺市であってほしいと切実に願っております。

また大阪府民としては夢洲の大阪・関西万博の建設費がかさみ、撤去費用などをあわせればさらに膨大な税金が使われ、府民の負担が増えるのは明らかです。多くの府民が万博中止の声を挙げています。まして防災対策やインフラ整備、交通手段の安全が確保できない危険なところに、子どもたちを見学に行かせるのは不安です。今は万博・IRカジノ建設より、多発する災害の被災地支援に、国も大阪府・市も力を入れるべきではないでしょうか。堺市として引き続き万博中止について議論し、検討してください。

また世界各地で戦闘状態が恒常化し、日本も米軍基地強化や日米共同訓練、戦争準備が行われています。戦闘状態は一刻も早く終結し、アジアの緊張状態をなくすためにも堺市も国に対して、憲法を守り、日本政府の役割を果たし平和に貢献するよう求めてください。

また市民の命とくらしを守るための予算の増額を国に対して要望して下さい。

「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の町づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願う市民の声を聞き、十分議論を尽くされるよう、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 明治時代の終わりに婚姻とは夫婦は同一戸籍で同じ姓を名乗ることを法律で決められまし

た。しかし現在同姓ではなく、夫婦別姓で事実婚の夫婦が増えています。国連女性差別撤廃委員会においても日本の「夫婦同姓」を定めた民法の改正を求める勧告が出されました。選択的夫婦別姓制度を認める民法の改正を市議会として国に求めてください。

2. 憲法9条を守り、先守防衛を逸脱する日米共同演習や基礎強化をしないように国に求めてください。また殺傷能力のある兵器を他国に輸出するような軍事産業国にならないよう、市議会として国に求めてください。「核兵器禁止条約」はすでに署名が94か国、批准が73か国になっています。唯一の戦争被爆国である日本の政府が署名・批准をするよう市議会として求めてください。

議会運営委員会審査分

3. 広報さかいについて、以前より「広報さかい」の更なる充実を要望し続けています。今回は特に11月号の「議会の動き」のページについて簡潔で読みやすいとはいえ詳しい内容がわかりませんでした。他市でも発行している「議会だより」を参考にして、費用（作成と配布方法など）についても工夫して捻出してください。

総務財政委員会審査分

4. 大阪・関西万博では、夢洲を会場としたため様々な問題が発生し、その対策にかかる費用が増加しています。運営費を賄う入場券の売り上げも振るわず、機運醸成のための費用も含めて多額の税金が費やされようとしています。堺市でも万博やそれに関連するインバウンド需要を見込んだ開発事業に多額の予算が計上されています。物価高騰や増大する社会保険料負担に苦しむ堺市民の暮らしの支援、命を守る防災、子育て・教育、文化に振り向けられるべき予算を拡充してください。市民サービスを行財政改革の名のもとに削減しないでください。
5. 堺市として自衛官募集のために、中学生や高校・大学卒業生の名簿を自衛隊に渡さないでください。また自衛隊への情報提供の除外申請が出来ることを市民に広く知らせてください。
6. 直近の衆議院選挙では急な解散ということもあり、入場券と選挙公報の各戸配布が大幅に遅れました。市内各区役所の市政情報コーナーに持ち帰りも可能な選挙公報が配置され、戸別配布を待たずに閲覧できました。投開票日がまじかになってからは期日前投票所の開場時間を1時間延長していました。市民への周知をお願いします。投票率向上への取り組みをさらに一歩進め、各区の区役所1か所しかない期日前投票所を増やしてください。将来的には区を限らずに期日前投票ができるようにしてください。また、郵便投票の対象介護認定基準を拡大するようにひきつづき国に働きかけてください。選挙権が行使できず取り残される人のないように、選挙で主権者の意思を反映させるために投票率向上へのさらなる取り組みをお願いします。

市民人権委員会審査分

7. 能登半島地震などの経験により堺市地域防災計画の見直しと対策を急いでください。「令和7年度の堺市地域防災計画に反映します」とのことですが、私たちは市の出前講座で学習し、防災意識が高まりました。より広く市民に知らせ、危機管理の意識を高めるようにしてください。スマホ等でホームページを見られない方のためにも、市の広報で毎月掲載してください。同時に災害に強い町づくりにするためのインフラ整備を進めてください。
8. 「リプロダクティブヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点から学校や公共施設のトイレの個室には、トイレットペーパーと同様に生理用品を常備してください。大人や子どもが「包括的性教育」を学ぶ取り組みを積極的に行ってください。学校や公共施設に多目的トイレを設置してください。
9. 今女性の社会参加は、コミュニティづくりやボランティア活動などに欠かせないものです。女性が社会活動に参加しやすいように、各区に女性センターをつくってください。また図書館や区役所など公的施設の空部屋も利用させてください。市の施設である市営住宅の集会所を地域のコミュニティづくりを担う施設として、近隣地域の市民が幅広く利用できるようにしてください。
10. 非核宣言都市として、市民や学校園での平和や核廃絶の取り組みを広げてください。また市民団体の平和の取り組みに対してさらなる後援・支援をしてください。

健康福祉委員会審査分

11. 堺市の子育て支援策として、医療機関での窓口負担をなくし、子ども医療費の無償化を強く要望します。
12. 国民健康保険料が暮らしを圧迫し続けています。国や大阪府に対して財政支援措置などを講じることを引き続き検討するよう意見具申を行ってきたとありますが、残念ながら令和6年度からの府内全体の抑制策は、全く十分ではありません。国や大阪府への要望のみならず、堺市としても独自に方策を検討し基金を利用してより一層の軽減を行ってください。
13. 堺市独自で加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設してください。補聴器は大変高額で、その補聴器購入助成制度を作った自治体が広がっています。堺市でも助成制度をスタートさせてください。
14. 介護保険料は、特に65才以上の市民にとって、改定のたびに上がり続けることや、ここ数年の物価の高騰が止まらず、保険料負担が厳しくなっています。堺市として負担軽減の為の補助をしてください。
15. 女性に多いケア労働者の賃金が低く、各事業所では人手不足が常態化しています。待遇改善が行えるように事業所への支援を堺市として行ってください。また報酬基準を上げるよう国に

対して申し入れてください。

16. 低年金の高齢の単身女性の貧困は切実です。医療や介護を受けるにも不安があります。堺市として医療や介護がより受けやすいような施策を講じてください。
17. 低年金の高齢の単身女性の住居さがしや住居費の負担が切実になっています。市として単身高齢者が入居できる住宅（ケア付き住宅なども含む）を作ってください。
18. 大仙公園の平和の塔のエリアは、堺市の戦没者を慰霊し、遺族の方の平和への願いをこめた大切な場所だと思います。しかし今の状態では来訪者にその思いを伝えるには大変分かりにくい状態です。大仙公園には、子どもから大人まで市内のみならず市外からも多くの人が訪れます。その方たち（特に若い世代）に平和のエリアの意義などを分かりやすく伝える工夫をしてください。礼拝堂・石碑、またそれらを資料やパンフレットなどで知らせるようにしてください。
19. 保育予算を増やし、子どもたちを安心して預けられるように、十分な保育士を確保してください。そのために保育士の賃金・処遇の改善を抜本的に行ってください。また給食費を含め、すべての子どもの保育料を無償にするよう要望します。

建設委員会審査分

20. 堺市都市開発にあたっては住環境を守ることを重視してください。事業者に地域住民の意向を必ず伝えてください。堺東エリア、JR津久野駅周辺、新金岡地区、中百舌鳥駅周辺、深井駅周辺、北野田駅周辺などで進められている計画について様々な要望や課題があります。丁寧に住民の意見を聞いて進めてください。
21. 公共交通路線を維持し充実させ、市内のどの地域に住んでいても、格差なく移動が自由にできるように保障してください。人口カバー率96.4%とありますが、実際に減便や利用しづらい地域の状況があります。真に住民の足を守るための施策を更に進めてください。
22. SMIプロジェクト都心ラインの中止を求めます。SMIプロジェクト都心ラインについて、堺市内の公共交通に対してバスの減便もあり、住民にとってまだまだ不便だという声が多く聞かれます。新技術の活用・導入やデジタルサイネージによる情報発信機能を有した乗降場所などの設備を整える前に、都心部以外の交通の不便な地域の解消を優先させてください。国の補助金が下りなかったのも都心にこの計画がふさわしくなかったからではないでしょうか。美原ラインについても住民の要望に基づいて、美原区役所までの実証実験ではなく、さつき野・平尾・青南台など延伸をふくめた、通年の実施にしてください。
23. 自転車ヘルメット購入の補助をしてください。堺市もヘルメット着用率向上の取り組みを検討することですが、ヘルメット購入費用の補助をすることで着用率は向上するのではないかと思います。

24. 堺市上下水道の施設の耐震化を計画的に進めているとの事ですが、近年集中豪雨や、南海トラフ地震がいつ起こるかわからない状況です。早く工事が終了するように取り組んでください。公益性、公共性を確保するため、水道事業こそ公の責任で整備・運営してください。

文教委員会審査分

25. 中央図書館の建て替え整備にむけて、庁内でプロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めているとのことですが、広く市民の意見を聞いて検討してください。子どもから高齢者まで多くの市民のニーズに応えるサービスを提供する図書館を作ってください。
26. 堺市の小・中学校には司書教諭はいますが、実際には担任を受け持ち、授業を担当しているため、学校司書と司書教諭が協働することは時間的に難しく、学校司書に頼っていると聞きます。学校司書を週2日ではなく、毎日配置して児童生徒の読書活動、学習活動を支援できる環境を整えてください。
27. 令和7年度以降、少人数学級が進んできました。しかし、実質的には支援学級の在籍児童生徒を含めると学級編成の人数を大きく超えてしまう状況が出ています。そのような状況が長く続いている事を放置せず、政令市の権限をいかして、更なる少人数学級の実現と正規の教職員を増やし、現在の困難な状況を改善してください。
28. のびのびルームは放課後、子どもたちが安全に過ごし、保護者が安心して預けられる場所です。学校によっては、部屋に多くの子どもたちがいるにも関わらず少ない指導員で対応している状況も聞きます。市のルーム巡回では、指導員の余裕のある配置、有資格者の確認、また行政としての責任で指導して改善出来るようにしてください。子どもの自主性を尊重する保育を要望します。指導員の処遇改善を行い指導員不足の常態化を早急に解決してください。保護者負担の軽減のために、第2子以降の利用料を無償にしてください。
29. 「学校教育の一環」として安心・安全で豊かな小・中学校の学校給食を実施してください。中学校給食開始に向けた準備の進捗状況を明らかにしてください。古い「学校給食法」にいつまでもとらわれず、給食費の無償化を早急に要望します。国への要望と共に、政令市堺で実現してください。地産地消の献立・物資購入も更に進めてください。
30. 文科省が、昨年度の不登校児童・生徒は34万人という調査結果を発表し、年々増加する不登校の理由も様々です。義務教育を受ける権利を保障するための公的な支援教室は少なく、せめて中学校区に一カ所は早急に増設して下さい。また、不登校児童・生徒の居場所を校内に作っている学校が全国的に増えています。堺市でも検討することを要望します。フリースクールなどの民間施設や様々な関係機関と連携しているとの事ですが、そのような施設への運営に補助金を増額し、安心して通える教育支援施設を増設して下さい。
31. 学校の体育館は、授業やクラブ活動と多発する災害時の避難所、更に地域の多様な活動や投

票所としても使用される大事な場所です。今の空調設備の5年計画はあまりにも遅すぎます。子どもたちの熱中症対策と災害時の避難所対策のためにも空調設備の早急な設置を要望します。

32. 予算もつけない中学校区での「学校群」の取り組みを進めることは教職員や子どもたちの負担が増えるので見直すよう要望します。現在の小・中学校での連携した取り組みを充実させるためには、きちんと教職員が配置された中でこそ実施できます。学校施設と教職員の効率的な利用につながりかねない「学校群」よりも、今日の前にある課題に向き合い、解決することが優先されるべきです。

33. 文科省の「公共学校施設のトイレの洋式化の状況」（令和5年9月1日）の調査結果で、和便器31.7%に対して洋便器68.3%という実態でした。この調査から堺市は大変遅れています。子ども達は自宅、その他多くの施設で洋式トイレに慣れているので、和式トイレは使用しづらくて我慢することもあり、健康面からも早急に洋式トイレを増やしてください。また生理用品のトイレへの設置も積極的に検討して実施してください。

34. 夢洲の大阪・関西万博の建設現場で爆発が起きました。常にメタンガスは発生し続けています。緊急事態、災害時等の避難対策が不十分であり、責任の所在も明らかになっていません。子どもたちの参加については学校の判断とされていますが、子どもたちを安心して参加させられる状況ではありません。「万博への児童招待事業を再検討するよう求める意見書」が吹田市などで採択されています。子どもたちの命を守るため堺市でも再検討することを要望します。

35. 学校園での式や行事に日の丸や君が代を押し付けしないでください。

受理年月日 令和6年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区

堺市生活と健康を守る会

会長 飛 谷 幹 雄

平和と民主主義・暮らしと健康を守る 2025 年度予算陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、市民の福祉と健康、暮らしを守るため努力されていることに敬意を表します。

物価高騰により、食料品や生活必需品、公共料金など暮らしにかかわる多くの物の値段が上がっており、府民・市民の暮らしを直撃しています。生活と健康を守る会が行った生活保護世帯への夏のアンケートでは、光熱費の支払が心配で、異常な猛暑の中でもエアコンを使用していない世帯が、24%にのぼり熱中症など命の危険にさらされる状況に陥っています。

地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちと暮らしを守ることです。

今後さらに物価高騰の影響で、住民の暮らしは困窮し、いのちと暮らしが脅かされる状況が広がる事が懸念される中、堺市が住民のいのちと暮らしを守る「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

＜陳情事項＞

1. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 国に対して要求すること

- ① 現行の健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。また強要はしないこと。
- ② 国民健康保険の広域化をやめること。
- ③ 国保料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。
- ④ 国庫補助金を大幅に引き上げること。

⑤ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。

⑥ 治療の一環でもある入院給食費の自己負担をなくすこと。

2. 介護保険制度の改善要求

(1) 国に対して要求すること

① 保険料は本人の所得のみで算定すること。

② 保険料・利用料を軽減するために国の公費負担分を増やすこと。

③ 要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用を元に戻すこと。

④ 保険料の年金天引きはやめること。

3. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求

(1) 国に対して要求すること

① 義務教育は完全無償化とすること。

② 準用保護世帯分は国庫負担とすること。

③ アトピーや喘息などの疾病を早急に学校病として認定すること。さらに学校保健安全もとづく学校病を拡大すること。

4. 医療体制・医療制度の改善について

(1) 国に対して要求すること

① 入院ベッド数の削減はしないこと。

② 限度額認定の低所得者軽減の適用基準を大幅に引き上げること。

③ 医師や看護師などの医療従事者を大幅にふやすこと。

④ 治療の一環でもある入院給食費の自己負担をなくすこと。

⑤ 紹介状なく大病院を受診したさいの初診時の追加負担はやめること。

総務財政委員会審査分

5. 期限付きなどの非正規雇用はやめ、自治体職員はすべて正規雇用とすること。

6. 中小零細企業対策について

① 中小零細企業向けの公共事業を増やすこと。

7. 非課税のお知らせハガキを復活させること。

健康福祉委員会審査分

8. 物価高騰から住民のくらしを守ること

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

① 熱中症対策のため、エアコンの購入・設置費用を給付すること。

② 夏季の電気料金への補助をおこなうこと。

9. 低所得者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 低所得者や生活保護世帯に対して、年末一時金、夏期一時金を堺市独自として支給すること。
- ② 「小口更正資金」の貸付金額を引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引き下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。

10. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 保険料の引き上げにつながる国民健康保険の広域化は止めること。
- ② 保険料を大幅に引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ③ 保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ④ 国民健康保険一部負担金の減免制度を拡充すること。
- ⑤ 滞納者への一方的な資産調査や差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ⑥ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯にあっては、免除とし、生活保護基準の1.5倍までは、漸減方式で減額すること。
- ⑦ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。

11. 介護保険制度の改善要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 保険料と利用料を引き下げること。
- ② 保険料の減免基準の引き上げを行い、資産要件はなくすこと。また、利用料の低所得者減免制度をつくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。
- ③ 一般会計からの繰り入れを行い、市民負担を軽減すること。
- ④ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。
- ⑤ 特別養護老人ホーム入所者のホテルコスト、食事代の上乗せをやめ、低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。

12. 高齢者と障がい者対策の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 健康で働く意欲を持った高齢者、障がい者に対して、働く場を保障するための共同作業所、訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。
- ② 障がい者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。また精神障がい者も対象にすること。
- ③ 障がい者の歳末見舞金制度や、高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。また精神障がい者も対象にすること。
- ④ 一人暮らし老人や老人世帯に支給している「安心ペンダント」は、防水性のものと取替え、入浴中にも使用できるようにすること。
- ⑤ 在宅高齢者や重度障がい者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- ⑥ 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようにすること。
- ⑦ 75歳以上の医療費窓口負担を1割に戻すこと。

13. 医療体制・医療制度の改善について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。
- ② 「特定健診」の項目を拡充し、心電図、胸部X線、胃ペプシノゲン、前立腺がん、大腸がん、骨密度、脳卒中、視力、聴力などの検診を無料にすること。
- ③ 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無料とすること。
- ④ インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。

14. 公費負担医療制度の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。
- ② 子どもの医療費助成制度は、所得制限をなくし高校卒業まで無料とすること。
- ③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。
- ④ 入院給食費の助成を行うこと。
- ⑤ 補聴器等の購入のための補聴器補助制度をつくること。

15. 新型コロナウイルスから、市民のいのちとくらしを守ること

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 各区に保健所をつくり、職員の大幅増員を行うこと。
- ② PCR検査と医療費負担は、自己負担のないよう無料で行うこと。

16. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。
- ② 入院助産の認定手続きは簡素化にすること。
- ③ 保健所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- ④ 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病時保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

17. 安定した仕事と賃金の保障

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。

(2) 中小零細企業対策について

- ① 地場産業の振興育成をはかること。
- ② 中小零細企業むけの制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

18. 高齢者の「おでかけ応援制度」については、生活保護世帯、障がい者（児）にも利用できるよう対象を拡大すること。

19. 上下水道料金の引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

文教委員会審査分

20. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求

(1) 堺市として当面、次のことを実現すること

- ① 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。
- ② 教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。
- ③ 小・中学校の全教室と体育館を含む全ての施設に、早急にエアコン設置をすすめること。また地域住民の避難場所としても使えるようにすること。
- ④ 学校現場から、いじめ・暴力・体罰をなくすこと。

(2) 就学援助制度の改善要求について

- ① 就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、給付内容の改善をおこな

うこと。

- ② 生活保護基準引き下げにともなう就学援助基準引き下げをしないこと。
- ③ 入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げること。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
- ④ PTA会費、生徒会費、クラブ活動費は実費支給すること。
- ⑤ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するように国に働きかけ、当面堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
- ⑥ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく完治するまで有効とすること。
- ⑦ 学校給食のセンター方式による民営化計画をやめ、完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小・中学校とも実施し、給食費の無償化とすること。

受理年月日 令和6年11月11日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

藤 村 光 治

陳情の内容

障害者医療について健康医療推進課との話し合いの場を継続して持ってください。『障害者医療について相談できる部署（窓口・担当者）』を健康医療推進課の中に作ってください。

言葉で伝えられない障害者児や、緊張・不安の強い障害者児にとって、受診・検査・治療・入院は非常に難しいです。恐怖・不安・緊張から嫌がっているように見えても、治療そのものを拒否しているわけではありません。本人の気持ちを支える粘り強い支援と多くの体験によって見通しがつき、受け入れられる痛みの幅が広がり、治療できるようになったケースが多くあります。

一方で「障害が有る無しに関わらず医療は拒否しない」となっているにもかかわらず医療機関から障害を理由に診療拒否されることがたくさんあります。障害者児が当たり前に受診でき、治療が受けられるように、医療機関側の理解が進む具体策を図ってください。

まずは堺市立総合医療センターで『障害者医療』を確立し、障害を持つ堺市民が安心して必ず受診ができるようにしてください。

「不安から大きな声を出してしまう」「おとなしく待てない」障害者児が安心して受診できるように、予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。

母子医療センターと連携し、20才を越える障害者児が地域の医院への移行を進められるように、堺市立総合医療センターで受け入れ、ネットワークを通じて医療機関を推薦して行ってください。

障害者が堺市で安心して暮らせるためには、障害者の生活施設（ショートステイやグループホーム）にも医療提供・医療連携が必要です。堺市医師会・堺市立総合医療センター・健康福祉プラザが連携して「障害者医療の拠点」となってください。また、看護協会とも連携してください。

「緊急時対応事業」で医療ケアが必要な障害者には『ベルデ』を対応事業所に加えてください。

堺市の議会は「自治体と市民の繋がり強化」「安全・安心の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願い、陳情いたします。

＜陳情事項＞

議会運営委員会審査分

1. 議員は48人で日本国際博覧会を推進してください。
 - (1) 大屋根リング、木造建築物を視察してください。堺市から80万人行くことを進めてください。海外・国内から堺市に誘客してください。
 - (2) 議会として投票者数を増やす取組をしてください。
2. 政務活動費を増やしてください。

総務財政委員会審査分

3. 次期堺市基本計画で2035年までに達成をめざしてください。
 - (1) 2035年の将来推計人口80万人
 - (2) 事業従事者一人当たり付加価値額560万円
 - (3) 健康寿命・男性78.00年、女性88.00年
 - (4) イノベーションの創出に果敢に挑戦してください。
4. 行政改革を進めてください。
5. 組織体制の強化を進めてください。
 - (1) 職員の働き方改革を進めてください。
週休3日制（金・土・日か土・日・月の選択制）を検討してください。
 - (2) SDGs目標達成、向上を図ってください。
 - (3) 堺市の未来社会のため、2025年日本国際博覧会
6. 物価高のため職員の給料を上げてください。
近畿大学（医学部、大学）ができることで経済的によくなります。

市民人権委員会審査分

7. 災害対策について正しい情報を周知してください。
8. 堺市は差別的防止対策を進めてください。
9. 各区は地域で防犯対策を進めてください。
10. 消費生活センターは市民の安全を守る対策を進めてください。
最近では闇バイトで若い人を集め、犯罪に手を染めさせ殺人や傷害などの凶悪傾向にあります。
オレオレ詐欺も、多く、増えてます。
米が5kgで5000円と高額になっていました。
水が1人2本しか買えないようになっていました。

高齢者は米が買えないせいで、うどん、パン、弁当で生きました。

健康福祉委員会審査分

11. 特定健康診査について、高齢者や障害者に対してもわかりやすく周知してください（後期高齢者医療）
12. 堺市は子育て支援を進めてください。（とくに父子、母子家庭）

産業環境委員会審査分

13. 観光の取組について、日本国際博覧会と連携した取組を進めてください。
14. 文化、芸術、スポーツの普及を進めてください。
15. 市民に対して、ごみ処理、分別の仕方を周知してください。

建設委員会審査分

16. まちの耐震化を進めてください。市民にとってわかりやすく発信してください。
17. 都市計画でインフラの整備を進めてください。

堺市安全・安心のまちづくり

子ども、若い世代、高齢者、障害者にとって住みやすいまち

- (1) 建物
- (2) 道路
- (3) 下水道・上水道
- (4) 土木

文教委員会審査分

18. 子ども、児童がいじめなどで死ぬこともあります。相談の対応を専門の人ができる体制を進めてください。
19. 新たな学校のあり方についての取組を進めてください。
 - (1) カリキュラム改善
 - (2) 授業の改善
 - (3) 学校群を中心としたマネジメント
20. ICTの機能や特性をいかした教育を推進してください。
21. 多様な主体との協働・連携により、教育を推進してください。
22. 子ども・児童にとって、安全・安心の学校への取組を進めてください。
23. 児童の食の安全・安心の取組を進めてください。

24. 学校の先生（教員）不足を解消してください。市教委の不祥事をなくしてください。

受理年月日 令和6年11月6日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺市内民商連絡会

代表 山 口 義 弘

傅 光 輝

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

地域経済、雇用、町並みの担い手。中小零細業者への支援を求める陳情書

陳情の内容

私達民商は地域に根ざし、雇用、経済、文化、町並みに貢献する小規模な業者こそ、堺市が積極的に育成援助するべきとの立場から活動する商工団体です。新自由主義による貧困と格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰につながる政策を否定し、堺市が持続可能な自治体として地域循環型の経済を確立する事を目的とし以下の項目を要望致します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 万博は莫大な税金が投入されているにも関わらず、ガス爆発事故や建設費の高騰等により、先が見えない。堺市として余計な支出を行わない事。
2. 堺市は万博協会へ七名もの職員を出向させており、これは、府下自治体の中でも突出した人数である。このような人事は財政危機宣言をつい先日出した自治体とは思えない。また単発のイベントという特殊な仕事の手伝いをしたとて、職員のスキル向上に繋がるはずもない。それならば、地道に堺市の仕事に邁進してもらう方が良い事から引き上げる事。
3. マイナンバーカード取得は個人の自由意思に委ねられており、未だ多くの市民がカードを持つに至っていないばかりか、使いこなしている市民は更に少ない。また、周知の通り、マイナンバーを保険証に紐づける「マイナ保険証」はトラブル続きである。すでに200以上の自治体

が従来の紙の保険証の存続を求める意見書を上げており、堺市もこれに続く事。

4. マイナンバーは情報流出の恐れがあるなど制度に反対の市民も多い事から、税、社会保障等あらゆる申請書類で、マイナンバーの記入を強制しない事、未記載の場合、書類を受け取らないなど不当な取り扱いを行わない事。
5. 陳情内容を実施実現する為に、全堺市職員および業務委託先が日本国憲法の理解を深め、市政や業務に活かせるように教育を行う事。
6. 先の総選挙で示された国民の意思は、経済対策と格差是正である事は明確である事から、市として消費税の減税およびインボイスの中止の要望を国に上げる事。基礎控除の抜本的な引き上げをはじめ、低すぎる課税最低限を是正するよう国に要望する事。

健康福祉委員会審査分

7. 堺市国民健康保険運営協議会は二十名もの委員で構成されながら、毎回一時間程度で終了する摩訶不思議な協議会であり、国保に対し問題意識を持った委員で構成されているか疑わしい。意見を全く述べない委員は害であるから入れ替える事。
8. 国保の大阪府統一化は、多様なリスクを府内全体で分散できる利点と比し、大幅な保険料の値上げという、市民に対する害悪があまりに大きい。大阪府の統一国保料は全国最高水準で、被保険者の負担は限界である。ただちに基金・剰余金、法定外繰り入れなどを活用し、協会けんぽ並みに引き下げること。

産業環境委員会審査分

9. 脱炭素施策の実施にあたっては「脱炭素対策は地域経済の発展と一体で進める」との基本姿勢に立ち、地元中小業者へ発注した場合は補助率を引き上げるなど、すべての施策において地域発展を位置付けること。
10. 堺浜へのシャープ液晶工場誘致に関し、堺市はシャープの生産活動により市民の雇用が六千人生まれるとしていたが、実際にどうだったのか検証、公表する事。
11. 電気・ガス代や資材の高騰に対し、負担を軽減する全小規模事業者を対象にした直接支援策を実施すること。

文教委員会審査分

12. 堺市は、就学援助金の認定児童の割合が年々低下している。義務教育は無償とする憲法の規定を実現する為に、就学援助金の所得の認定基準を抜本的に改善する事、近隣自治体との基準の差を精査し、基準緩和に向けて努力する事。

受理年月日 令和6年11月8日

集合住宅にかかる諸問題について

陳 情 者 東京都八王子市

特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan

代表 押 越 清 悦

集合住宅での組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の解明と予防策を求める陳情

陳情の内容

地域の集合住宅内に於いて組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）他の入居者や近隣の人を使い引っ越しせざる負えない状況に追い込まれている場合があります。

これは集合住宅に限らず、一戸建て団地でも地上げ目的等で引っ越しに追い込まれる場合もあります。

これを長期に渡り、引っ越しする予算も無く、その団地内で孤立し堪えている方々が救済を求めています。公営の団地でも行われ、自治会等が中心になり組織立って追い出し工作をやっていると被害者さんの声が多々あります。

犯罪として訴えても警察は軽微な犯罪と相談のみで一向に調べず、自治会を指導する機関も存在しませんし、不動産管理会社も理解出来ず退去を求めて来ることになります。

更に本年8月5日朝日新聞記事（ドキュメント2024）老いる団地、複数の人に幻聴が聞こえる東京・多摩ニュータウンという記事がありました。

昭和の高度経済成長期の遺物が病巣となり集団ストーカー・テクノロジー犯罪者が巢食う築50年以上の老朽化団地を生活保護受給者に斡旋する不動産屋、社団法人があり生活保護費をピンハネする悪徳業者を貧困ビジネスと呼び、その人達を利用し嫌がらせ犯罪（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）に加担させられていると考えられます。

朝日新聞の記事にある幻聴は、現在ではマイクロ波聴覚効果、V2K骨伝導音声送信という技術を使い演出可能であり、多くの被害者が以前から訴えているものであります。

これら生活保護者の実態（犯罪関与）や自治会の指導、嫌がらせ追い出し工作、現代型地上げ工作、嫌がらせに使われる機器類（盗聴盗撮器、騒音発生元、電磁波悪用）貧困ビジネスの調査解明を訴え陳情致します。

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 公営の集合住宅自治会への組織的嫌がらせ追い出し工作等の調査と指導
2. これら組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー・テクノロジー犯罪）の専門窓口と調査班の設置
騒音、異臭、毒物、電磁波を調べる測定器類の設備を整え、これを訴える市民の近辺測定、そして近隣を訪問し注意喚起案内を手渡す。

健康福祉委員会審査分

3. 生活保護受給者への組織的嫌がらせ行為（集団ストーカー犯罪）の関与を防ぐ施策を検討し指導する。

受理年月日 令和6年11月8日

市立老人福祉センターの入浴事業について

陳 情 者 堺市北区

繁 田 裕 子 他 1,206 名

老人福祉センターの入浴事業継続について

陳情の内容

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和6（2024）～8（2026）年度】では、安心して豊かに、すこやかに、支え合い暮らし続けられる堺を目標に掲げています。高齢者ひとり暮らし世帯が増加するなかで、老人福祉センターの入浴事業は、高齢者の健康で安心な暮らしを支えるとともに、コミュニケーションの場です。本市の計画の目標をめざすにふさわしい有効な事業です。施設利用者から継続を求め再開を強く望む声が広がっています。この事業の継続を求めて陳情します。

<陳情事項>

1. 令和2年3月策定の「基本指針」を白紙に戻し、市議会で審議されるようお願いします。
2. 北区老人福祉センターの入浴施設が利用できるように不具合箇所を早急に修理してください。
3. 北区全域から施設利用できるよう送迎バスの運行をお願いします。

受理年月日 令和6年11月8日

市立老人福祉センターの入浴事業について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会泉北ニュータウン支部

代表者 伊 藤 厚 子 他 449 筆

堺市南区老人福祉センターの入浴事業継続を求める陳情書

陳情の内容

南区老人福祉センターの入浴施設をこれまで通り市民に開放して下さい。

当区は高齢化率が堺市でも高い地域です。しかも一人暮らしの方が増え続けています。この状況下、何より大切な事は人との交わりです。老人福祉センターの利用は、健康維持・介護予防・趣味・学習、そして入浴施設利用など、その役割を十分に担っています。実際、泉北ニュータウン中から多くの方が、施設を利用されています。これからますます増える高齢者には、大切な施設です。入浴事業の継続を求めて陳情します。

<陳情事項>

1. 2020年3月策定の「基本指針」を白紙に戻し、改めて市議会で審議されるようお願いします。
2. 南区全域から老人福祉センターへの送迎バスを運行してください。

受理年月日 令和6年11月12日

南区役所生活援護課について

陳 情 者 堺市南区

柳 二 郎

南区生活援護課ケースワーカー A 職員による規律違反による暴力主義、虐待行為と
当時係長 B 職員と運営人、センター長、課長、C 職員、D 職員、E 職員による隠ぺ
いこう作とひぼうちゅうしょうによる人権侵害について

陳情の内容

大変失礼と承知で、お願いをさせていただくことに前もってお詫び申し上げます。心と魂を踏み
にじる行為を許すことが出来ないと思い相談させていただいた次第です。

これから、ご相談したいことは、市民の為に働き、寄り添う堺市の職員が公務中に犯したことで
あり、許すことのできない非人道的行為により、私自身が筆舌に尽くしがたい苦難を背負うことにな
りました。仕事に上下が無いように、人も子供であろうが、男女問わず同権です。人は自由と尊
厳のもと生存権が保障されています。この職員の振る舞いは反社会的行為、人権のもと生存権の保
障に対する挑戦であり、このことを隠蔽、無責任な仕事でごまかそうとする上司達も同罪です。

建築家の安藤忠雄先生が古い物は老人と同じく手間も時間もかかる物、向かい合うのか。捨てて
しまうのか。魂はどこに行ってしまうのかと聞いていたことがありました。私は10年以上、兄夫婦
や親戚も背を向ける中、認知症の母の介護と年老いた父の世話をしてまいりました。家族なら向か
い合うのが当たり前だと私は思います。人として逃げず後悔はありません。父が昨年6月に膀胱
がんが見つかり、抗がん剤治療の為に病院を出たり入ったりしたりしております。

老人の介護は365日休みなし、眠ることも出来ない。評価も対価も無し。して当然。家にいるだ
けの怠け者。これが苛酷な介護奴隷労働です。今、母は和泉市の兄の家におり、デイサービスに
行っております。兄嫁は自分の実家と縁の切れない人です。感謝の気持ちも無し、手伝いも経済的
援助もしたこともありません。母が認知症になってからは、全く便りの無い状態でした。今、事が
少し落ち着いたのと、貯金と父の年金で暮らして来たのですが、これからの事を考えて生活保護の
申請をしてはどうかと、堺市こころの健康センターの職員から助言を受けて、南区役所生活援護課
にて10月の月上旬に申請をして受理されました。

申請を受理されてから保健センターのケースワーカーの訪問日時を決めるために、電話にて説明をいただけると窓口担当の職員に言われて、次の日に地域担当のケースワーカーから電話がありました。3回にわたる電話の会話の事です。このケースワーカーの反社会的行為と振る舞い、公権力を悪用し、人の弱みを握り人権侵害をすることは、許容の範囲を超える悪行です。誇大妄想や誇張自意識過剰では絶対にございませぬ。偽証や虚偽ではありません。これは全て事実です。

堺市役所南区保健センターのケースワーカーA職員から3回にわたる電話により、誹謗中傷、陰湿な嫌がらせ、いじめ、人権侵害、ハラスメントを受け、会話も返答も恣意的、支離滅裂、意味不明、理解不能、強迫、脅迫、また『なんやとこら』と例えば反社会勢力などが使うような口調で恫喝されました。それに電話を切る際ですが、一方的に挨拶もなしで切る次第です。当然ですが、心身の保護の為に、すぐに区長と担当課長、このケースワーカーに、家族にも連絡接触を絶対拒否する内容証明を郵送して、以前から相談している堺市こころの健康センターF職員、三宅達也市議員、藤本幸子市議員にメールと電話にて相談をしました。大阪法務局堺支部人権擁護委員にも連絡を入れ、市長にもメールにて訴状を出しました。この様なことは必ず記録しておくことが大切だと思い、体調のすぐれない中、誤字脱字も多く、文章校正もできない中、書き残しておきました。眠ることも出来ず、食事もままならず、下痢も酷く、精神科医師により適応障害の診断を受け、安静が必要となり、薬物治療が必要になりました。もちろん診断書も出ております。

まず生活保護ですが、申請をして受理されれば2週間で決定されるのですが、ケースワーカーの訪問による審査を受けなければなりません。藤本幸子議員によると、現場は予算不足で人員も減らされ、コロナ不況の失業者、年金のない高齢者が増えているとの事でした。南区では一つの地域を一人で担当しており、このことが生活保護費も絡んで、支配する、される側の制度や構造を生み出しています。このケースワーカーは親族とも疎遠な方も多く、孤立した高齢者や母子家庭、貧困者など、知識レベルも学歴なども低く、情報源、外部との接触、スマホやネットなどの媒体を持たない事を知り、それに付け込み、弱みを握り、自分を絶対的な存在と思い込み、恣意的、傍若無人な振る舞いが出来るのだと思います。

申請の時にケースワーカーとコミュニケーションを取るために学歴や職歴を書かされるのですが私は義務教育なので中学卒までしか記入しなかったのですが、大卒で留学経験もあり、資格も普通免許しか記入しなかったのですが、歴史検定1級複数合格などがございます。私はネットなど情報アクセスがあり、知識、人生経験も含めての判断です。

藤本幸子議員、三宅達也議員、このケースワーカーの上司のB職員に詳細の記録を送り、藤本議員を通して、B職員から電話があったのですが、問題の職員が出勤しているのを確認しました。また私自身が電話の会話を通して、この係長の責任管理意識がどの程度か試みました。

ネットで苦情を入れたところ、問題の職員は表にばれるのか謝罪してきました。係長も電話にて謝罪をしてきたのですが、謝るならなぜこの様な振る舞いをするのでしょうか。この係長もですが

公務中であるのは当然ですが、規律の遵守、社会人が持つべき最低の倫理や道徳、常識、礼儀、コンプライアンス、責任意識の欠如、この組織の問題を反映しておりました。

ケースワーカーについてですが、生活援護課事務方とは別で、保健センターの職員でわかりやすく言えば保健所の職員で、福祉の専門家です。規律や法令に従い業務をしているはずですが、恣意的、個人の独断、経験やエゴで運営されており、地域を一人で担当して、上司や組織のチェック機能も働いておらず、今回の事もこのことや生活保護費が絡んでが原因と思われます。いわゆる職業病でしょうか。自分が絶対的な支配者と思い込み、自分に逆らうものは生活保護が受けることが出来ない、どうなっても知らないぞ。逆らってみろ。人の弱みを握り理不尽な違法行為を行いました。

三宅達也議員が同課課長と健康センター長に記録を持って南区役所にて、約1時間、調査と処分について説明を求めていただいたのですが、私には聞き取り調査や、詳細な記録を追っての補足説明を要求することもなく、一方的に不処分の決定となりました。三宅達也先生が決定権は課長とセンター長にあり覆す事は出来ない、非弁行為はできない、市議会議員では限界だそうです。ただ三宅達也議員が弁護士も含めて、名士や有徳者、人権擁護委員に必ず相談する事を助言いただきました。

申請から30日が期限で後に保護の決定の為に訪問を要請すると、係長から公文書とは思えない書式にて催促状が来たのですが、堺市は人権都市を標榜しています。私は心身の安全の為に生活援護課に貼られているポスターの暴力団特別法に従い、係長が反社会的行為を行う人物を『がんばっています』と擁護する発言をしているのと、この職員が出勤している事を確認して、自身の自由と尊厳のもと、すべての国民に保障される生存権の侵害を行う反社会的組織である南区役所生活援護課とケースワーカーA職員から心身を守るため絶対拒否します。市民サービス、例えば選挙期日投票、国民健康保険の手続きなど反社会的行為を行う人物を保護する建物に入る事は出来ず支障をきたしていると、内容証明を生活援護課長D職員に郵送しました。

三宅達也議員から文章にて、同課長とセンター長から必ず今回の不処分についての回答を文章にてさせるとの事でしたが、すでに上記の理由でB職員に生活保護の申請の取り消しを口頭で伝えているにもかかわらず、後日、簡易書留にて決定権のない係長の印の封筒、生活保護の却下の理由のコピーの書類一枚と、再三の訪問要請に回答なしで生活保護は却下になりました、今回の事では当センターは処分を考えていませんと、課長、センター長の名前も印も無しのコピーの書類が計2枚届きました。処分の理由も明確にしない、責任管理職の印も名前もない公文書があるのでしょうか。私はすでに生活保護は、すでに取り下げる事を伝えているにもかかわらずです。内容も公文書の形式を成さないし、作成する能力もない。うやむやにすることは理由を言えない事から明白です。

私は何回も内容証明を通して南区役所生活援護課保健センターは反社会勢力。この問題の職員は反社会的行為を行うと公言してきました。もし市職員側にやましい所がなければ、私は侮辱罪、威

力業務妨害など刑事罰の対象になります。今でも両親が約60年、命をかけて守って来た家に、この問題の職員の訪問を拒否したことは、後悔はありません。心の闇、裏で何をしているのか、『なんやとおら』と巻き舌で恫喝するような事は、何が起ころうとも、まず平常心を保つことは社会人として基本中の基本であり、常識ではありえません。冷静に物事の本質を見極める能力もない人間性に欠陥があるのではないのでしょうか。恣意的に福祉を悪用しております。

社会は幼稚園ではありません。教育機関の出先でもありません。発端は制度と組織と上司の管理能力から問題は起きております。差別や暴力主義を許さない人権都市を堺市は標榜しております。その堺市職員の犯罪行為です。『なんやとおら』と恫喝することが、まかり通って良いのでしょうか。日本は文治主義において安全と平和、人権の保障を一番大切にする国です。私はこの国を憂う有徳者が必ずいると信じております。墮落し逃げて、ごまかしてしまう。付けは必ず私たちの次の世代に回って来ます。

復讐心からではありません。公益と未来の為です。絶望と挫折を見ております。誰か希望の灯をともしてくれる方がいる事を願っております。

天網恢恢疎にして漏らさず。人は自分の聞きたい言葉しか聞かない。

当時、聞き取り調査も行われず、また文章による回答の内容も幼稚で決定権のない係長からの、なんら明確な説明もなく、反社会暴力主義的な業務を肯定する内容の稚拙な文章書類が生活保護の為の訪問を催促する内容文書だけが送られ、市議会議員先生の保護と恐怖で体調を崩し医師に緊急で診療と安静が必要となり、精神疾患と精神障害者としての配慮もされず、生活援護課のケースワーカーが市民が必要とされる社会福祉保障をいち早く導くのが仕事にもかかわらず、それを自身の公権力の悪用により妨害し、この事が原因で長期にわたり、ほぼ寝たきりと経済的困窮の命を失う危機に追い込まれ、今年ガンにて逝去した父との残された時間も失う事になり、10年に渡る認知症の母との介護とふれあいを妨害され、必要の無い、医療費をだすことになり社会福祉援助を妨害されました。

また一年前に後見人である信貴良太市議員の再調査の要請を南区総務課G職員を通して証拠書類を提出して、当時の生活援護課課長E職員（現在南区保健福祉総合センター長）に要請したところ、電話にて「生活保護はもらわなくては良いのですか」「事務と選挙がありますから」「柳さんの思うとおりになれば良いですね」「誰が聞いていたのですか」と電話にて関係のない生活保護を盾に関わる脅迫とも思われる誹謗中傷を繰り返し、信貴良太市議員が三回にわたる聞き取り調査による再調査の要請を無視して来ました。

約一年経ち、信貴良太市議員とわざと時間をかけて、放置して置き、このまま口を拭って、ごまかせるとE職員は思っていたのでしょうか。こちらは対策を立てて、再度、南区総務課G職員に連絡を入れて、再調査の要請をしたところ、E職員から電話があり、以前の四月までの私の担当者の現在、子ども青年局所属のH職員に伝えていたとのことでしたが、H職員からその様な事は聞い

たこともなく、信貴先生、G職員も証人ともう一年もの間E職員が再調査をしない事は、はぐらかしと誤魔化しをしていることは証拠となり、また確実な事実としての職務怠慢行為です。彼らが隠蔽工作をしていることの事実です。電話しても内容ない私に通じているのか、また以前と現在の担当職員についてや、犯罪を行った職員はここにはもういない、またその様な発言はしていない。柳さんにこの職員は謝りたいと告げてくるなど、以前から公務中とは思えない支離滅裂な人を見下した内容の無い事を言い、以前から信貴先生と共に、南区生活援護課の運営人が、はぐらかしと誤魔化しの話術でくる回答を事前に想定して、用意し考えており、問題は職員のコンプライアンス違反がガバナンス違反による、公務中とは思えない人権侵害と業務違反であり、精神障害者と疾患を考慮せず、自分で地域を支配し、自分勝手にルールを作り妄言誹謗中傷を繰り返すと暴力主義で自身の規律で業務運営を一人でしており、上司への意見、判断を求める事もなく、世間一般常識から乖離した歪な組織運営が行われており、それを知りながら、ずさんで人権無視の違法行為を認識し、また、容認している運営人が問題であり、制度と組織運営から鑑みて中区で起きた生活援護課の職員による事件と生活援護課と同様の事件構造であり、私自身がもし市議会議員の先生や医師に援助を要請していなければ、同じように、仮に訪問を受け入れても暴言を吐かれ続け、物を壊されても、殴られてもチェック機能もなく、虐待を現在でも続けられていた可能性が当然ある事は否めません。自身の安全を守る事は自然権として保障されております。

何度にもわたり、南区総務課G職員から、生活援護管理課I職員を通して担当課長に生活援護管理課から、人事課に調査処分を要請しましたが、ただ担当課長のJ職員は、誰かに言われてごまかす為に本人は言っていないと言うだけで、それもこちらは想定しており、問題はコンプライアンス違反とガバナンス違反による公権力の行使による業務違反でただ証拠書類を管理課に上げれば良いだけで、何度も電話にて告げても時間をかけても行わず、黙り込んでしまっ、ただする事は明白で記録を管理課に送り、南区生活援護課において業務違反を認めて人事課の御裁断をお願いする事でした。G職員の再三にわたる要請で上席に確認をするとの事でした。はぐらかしと誤魔化しの夜郎自大のずさんな組織運営がされている証拠です。

中区で起きた生活援護課の事件後でも、身内による中身の無い進歩も向上心も望めない組織的な人権侵害の温床になる運営業務が行われており、市議会議員先生の説得と前担当者のこの事件の不正人事為に北区にわずか二年で転勤を命ぜられたB職員の誠実な対応と保護により、現在は生活保護を受給できるようになりましたが、長期に渡り困窮と孤立無援の命の危機にある事を知りながら放置をしたB職員の人間性には絶対に許すことはできません。

私自身が訪問と電話には数回にわたり、二人の係長にわざと何のためか隠して質問を起こしたケースワーカーの職務違反についてしてきました。私の居住地は南区区役所から遠方で、電車バスでは無理であり、気候天候の問題もあり、また病気障害衛生、効率も考えて自転車では無理だそうです。また上司に意見判断を求めまた、対象者が病気や障害者である場合は必ずその人が必要とさ

れる福祉を導くためにも、上司からの判断を聞くことは絶対との事でした。完全な規律違反です。社会人の基礎とされる誠実に欠けており仕事の処理もいい加減で雑であり、終始、誤魔化しとはぐらかしの隠ぺい工作だけの頭しかなく、進歩も向上心も望めない連中です。福祉に関わる公務員として第一歩から失格です。

過ちを知らながら改めようとしない、これが本当の過ちです。

同時期に中区で暴力主義による人権侵害虐待行為が生活援護課ケースワーカーによる事件がおきており、日常的に生活援護課男性職員による人権侵害が行われており、この事を知ったのはほぼ数か月前で、もし私が身の危険を感じて市議会議員の先生方と主治医、父の援助を求めなければ、同じ様に障害者と知りながら虐待行為を男性担当者がそれを知りながら放置する無責任な上司による人権無視の虐待行為による命の危機に追い込まれていました。当時の係長B職員は私が障害者で病人で寒さと困窮状態にある事を知りながら放置し、8か月に渡る当然、受けられるべき社会福祉保障を侵害し、暴力主義による人権侵害虐待行為を隠蔽し、何ら対策もせずにした事は福祉に関わる人間として失格であり、当時のセンター長、生活援護課長、また隠ぺいを行った現センター長の（当時生活援護課長）E職員です。B職員とA職員には刑事罰による更生が必要でありこの様な人物を市の職員として、また社会に放置しておく事はできません。

障害者差別解消法違反、障害者虐待防止法違反、精神保健福祉法違反、人権宣言都市条例違反、コンプライアンス違反、ガバナンス違反、公務員権の乱用、脅迫罪、地方公務員違反、生命、自由、安全、圧制に抵抗権は自然権としてすべての国民に保障されており、重大な憲法違反である事は明白です。

堺市役所南区支所生活援護課のある3階には、地域担当のケースワーカーA職員による虐待行為による人権侵害と運営人による隠ぺい工作により、トラウマとフラッシュバックPTSDによる障害の為に行く事が現在も出来ず、以前に藤本さちこ市議会議員の勧めと、信貴良太市議会議員に相談をしてご助言とご後見をいただき、当時の第二係長B職員に連絡をとり、生活保護の再申請を別の階の別室にて2回にわたり行いました。現在でも南区健康福祉総合センター長前生活援護課長E職員からの誹謗中傷を受けた事により行く事が出来ずあらゆる支障となっております。

堺市南区生活援護課A職員の法律法令違反による公務権の悪用による虐待行為の人権侵害は、すべての国民が保持する自由所有安全の自然権と生存権を侵害され命を失う危機に追い込み、それを知りながら隠ぺい工作を行う、南区生活援護課前センター長C職員、前課長D職員、現センター長E職員、またそれを知りながら公益通報を行わず、隠蔽に加担するA職員の直接上司の前係長B職員は管理責任業務の無能であり、彼らは障害者差別解消法、障害者虐待防止法、地方公務員違反、侮辱罪、脅迫罪人権侵害による市の条例に違反する行為を公務中に行い、この虐待行為の人権違反が組織的な構造犯罪と、彼らが持つ特異な人間性に起因するものであり、放置することは今後も行いう可能性があり、それを阻止する事と、私と家族が受けた困難と苦しみに対して謝罪と賠償

を要求することは当然であります。これを理由に告発するものです。

堺市南区生活援護課のある3階にはトラウマとフラッシュバックによる心的外傷後ストレス障害で行く事が現在でも出来ず、信貴良太市議員と主治医の後見と説得により、当時の係長のB職員が2回に渡り他の階の別の部屋にて生活保護の手続きを行いました。現在でも南区役所に行く事は億劫となり、3階には現在も行く事は出来ず、B職員は部下が虐待行為を行った事を知り把握して謝罪をしてきても、これを隠蔽工作をし、続け受けられるべき福祉社会保障を損害したことは生存権自然権の侵害であり憲法違反である。また公務員が違法行為を行っていたことを知りえた場合は公益通報することは義務であり、私が堺市にこれを通報したことは外部通報であり、外部通報も公益通報であり、B職員はこれを知りながら見て見ぬふりをしたことは、現在でも北区にて生活援護課の係長を勤めている事は許しがたい事である。

令和6年堺市議会健康福祉委員会にて私が出した陳情書の堺市南保健福祉総合センター長E職員が私自身が訪問を拒絶したことが生活保護を受給できなかった原因と返答をしておりますが、自由所有安全は自然権として持つことは基本的人権であり、暴力主義による人権侵害を公権を悪用し日常的に肯定し認め行う反社会的な人物から自身と家族の生命と尊厳と福祉を守ることは憲法上保障されており、生存権の侵害であり当然それに対する抵抗権もあります。E職員と南区生活援護課長は地方公務員としての管理職であるならば、その基本的な事は知っていなければならない、事件が起きた時に当時の係長のB職員が謝罪を入れてきており、本来なら事件の報告があった時に当時の管理職が被害者の保護と対策を速やかに行こなう事は義務であり、何ら決定権のない管理職でない一係長が文章にてはぐらかしと誤魔化しを行い、後に立証の為に行った様々な活動についての証言や証拠から、E職員が誹謗中傷はぐらかしと誤魔化しの回答を繰り返し、偽証を行って事件の隠ぺい工作している事は明らかであり、私はE職員から口頭にて酷い個人攻撃による二次被害を受けました。この事に関してE職員の証言が正しければ、三宅達也市議会議員、藤本さちこ市議会議員、信貴良太市議員、南区生活援護課係長K職員、北区生活援護課係長B職員、虐待対策課H職員、そして私が偽証罪に問われます。南区総務課長G職員も同じくです。

すでに大阪府に連絡を入れ大阪府警本部から直接電話にてご連絡をいただきました。

世の中の常識からは乖離した独自の判断基準で自己の都合よく歪曲し、自らの対応を正当化し続け、結果、隠蔽体質と一般常識からかけ離れた非常識であることを理解しておらず、危機管理が欠如しており、立証されていない疑惑は事実として存在しないことに自己の都合よく判断し世間的なコンプライアンスの欠如に大きく欠け、違法行為を行う職員を擁護し慮り、むしろ慮っているが、自己を正当化するためだけのはぐらかしであり、ただ職員と市民を利用しているに過ぎない。ガバナンスコンプライアンスの欠如、ただの驕りと責任の回避が実態である。

危機管理運営においてはまったくの素人で、情報の共有責任の所在などの基本もない。何らかの不祥事の時、最小化するのが使命であるが、それに完全に失敗しており、運営者自身が不祥事の原

因であり、彼ら自身が不法行為の原因である。事実を明らかにする、疑わしい時は必ず警察に相談するなど、不祥事が起きた時にすでに、組織として問題があり、それ以上にさせない、危機管理が大事で、要諦はなぜそれが起こったのかを考えて、今後起きないようにするにはどの様にすれば考え改善するのが基本であり、一般常識であるがその意識もない。

全く好ましくない、反社会的組織異常集団であることは間違いなく、どの様に自浄作用していくのか、改善する能力もない。元々自浄作用もない、私利の為にだけに組織を維持していく力が強く、問題をはぐらかしや、誤魔化しで回避し、社会常識に反する発言を繰り返し、一般常識から乖離した屁理屈の自説を述べ続ける反社会的行為をむしろ肯定している。正確な事実確認に基づかない発言を続け、組織の不正行為を隠蔽するための発言を続ける組織運営人は選任手続きにおいて能力経歴も明示し客観的に考える必要がある。

事実を招いた関係者の責任の所在を明確にし、処分を行うと同時に再発防止策と管理運営体制の構築を含む、改善計画を迅速に策定することが必要であり、すべての反社会的行為の事を真摯に受け止め、謝罪し、処罰をおこない、民間および健全な同団体からの意見および人材を取り入れて組織として改善していかなければならない。

社会的に望まれない事を求められられ時、しなければならない事に抵抗感がある時（汚れ役）を求められたら従順に振る舞ってしまうのか、どの様な時に従ってしまうのか、ここは抵抗してもいい時があるのか。その条件状況を特定して行き、権威と権力を持つ人間が他者に及ぼす有害な行為について理解し発展させることが理学の進むべき道だと思います。

権力を持つ者持たざる者上司の命令に対して、指示に対して不服従できるのか。不本意だとしても行動してしまっている、その責任は誰が取るのか。実際にそれを実行してしまった人が、解雇になり、自殺に追い込まれてしまったりと、私たち日本社会の中で起きてる現実です。例えば学校の中でもいじめの問題など繰り返し自殺まで追い込まれている事があります。

システムそのものに原因、構図は正に、いじめっ子いじめられっ子だけを見てるのではなく集団全体にアプローチをしなければ問題の解決にならないと思います。

でも私たちは、やった側やられた側ばかりに目を向けてしまい、それだけを取り除いて解決に導いたと思い込んでいますし、そのことがどの様な意味を持っているのか知らしてくれています。

受理年月日 令和6年10月21日

こころの健康センターについて

陳 情 者 堺市南区

柳 二 郎

堺市こころの健康センター偽相談係が50、60問題、ひきこもりの実態調査の為に相談支援と称して人権無視、福祉無視の人体実験、違法調査を行い、コンプライアンス、ガバナンス違反における極悪非道の前代未聞の悪事を直訴いたします。

また、これらには他県の職員、医師が、堺市の職員を使い違法行為をさせており、首謀者の保健士、資格も知識もない心理士、奈良県立医科大学精神医療科講座の派遣、研究医がかかわっていることは事実です。

陳情の内容

医師法違反、医療情報保護法違反、個人情報保護法違反、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、地方公務員法違反、人権都市の市の条例違反、公務権の乱用、住居侵入罪、職務違反、横領罪、交通費の水増し請求、侮辱罪、脅迫罪、自然権生存権の侵害により中立な外部の有識者会議の判断と改善と処分、刑事告発利用者への聞き取り調査を含めた調査と謝罪と賠償をすべきであることを要求します。

前代未聞の福祉と尊厳を無視した極悪非道の犯罪行為に関わった公務員への処罰と被害者への謝罪と賠償をすべきです。

堺市市議会健康福祉委員会の市民を想う誠実を信じております。

堺市こころの健康センターは、悪逆非道の人権の尊厳を無視した研究紀要と自己の功名の講演などの為に、奈良県立医科大学精神医療講座研究医と堺市職員の精神保健福祉士と保健士と心理士が結託し、嘘偽りを巧みに公報などで市民を騙し、公務員の信用と地位を利用し依存症や引きこもりの相談支援と称し、実際の目的はアウトリーチの実態調査と人体実験を行っていたことをここに告発し、その事に対する行政法人堺市に対して原因と被害を究明し、被害者への謝罪と損害に対する賠償を要求します。

2023年7月に市民の福祉と尊厳を無視した違法行為リサーチによる人権侵害によってまとめられた研究紀要、題名が引きこもりの実態調査により見えてきとことが、堺市こころの健康センターより公刊され、医長の奈良県立医科大学精神医療講座研究医のA医師がまとめており、これはA医師と共に意図的に堺市本職員心理職でありB職員（現障害者更生相談に転属）が職務違反と違法行為職務違反リサーチによる内容でものであることは間違いなく、臨床心理士は5年に一度免許更新が義務化されており、定期的な講習よりも価値の高い論文の掲載の点数稼ぎの為に研究医と共依存関係を築き、この事が私に知れた事により、意図的にB職員の名前は削除されています。この論文の共著者であるセンター長のC職員当時主幹首謀者以前の相談係係長D職員（精神保健課）以前の係長E職員（こども青年局）係長F職員心理士G職員そして前センター長H職員（H職員は引きこもりの講演をしており題材の内容はどうして調べて来たのか）、現次長のI職員は市民の相談支援と称していますが、実態は奈良県立医科大学精神医療科講座の医師と共に堺市の職員が自身の功名と地位の為に論文を作成する調査が目的で違法行為をあらかじめ用意した詭弁と、はぐらかしと誤魔化しで隠ぺいし、多くの市民が被害にあっている事に気が付きがついておりません。2022年に公刊されたB職員がまとめていた研究紀要題名引きこもりの相談支援におけるアウトリーチの実態調査はB職員が知識も資格もない心理職であり、アウトリーチ訪問支援は違法行為による実態調査が目的であり、題名からB職員とこれに関わる職員が違法行為を行った事の立証を自らしており、その研究紀要が不正論文で信ぴょう性がない事の証拠でもあります。少なくとも彼らに関わる薬物依存やグループワークなどの相談支援は研究紀要を目的としており、対象者の支援援助にとって福祉保健保証や治療、社会復帰を遅らせるどころか、無意味であります。令和4年の所報によると研究調査や講習に5080問題引きこもりの事が扱われ対象者の市民が同意も了承もなく、人権無視の違法による虐待行為の調査方法で福祉社会保障の相談支援と偽り、無資格無知識の心理士を使い、医師法違反と知りながら調査を行う研究医と、人格の歪んだ功名心と地位と売名と自己顕示欲の強い、パワーハラスメントを行う主犯格の年功序列で己の地位をひけらかす高齢の保健士と一部の精神保健福祉士が長年にわたり違法調査を行い、それを防ぐ制度も人材も危機マニュアルコンプライアンス違反やガバナンス違反に対する意識や知識教育も倫理意識も欠如した人格異常者達が、福祉支援援助と言えど何でもできると思い込み、それを利用して、携帯電話やネットなど外部との情報源や親類や近所などから孤立し環境的に追い込まれた拒否できない弱者の市民を騙し、自身の行っている事が人類史上、自己の栄達の為に例のない極悪非道なただの人体実験をしている事さえ気が付いておらず、暴走し、多大なる被害をおよぼしてきました。令和4年に堺市本館で行われた堺市精神保健福祉審議会においてこころの健康センターの令和4年の新規拡充業務として引きこもりの実態調査の説明が次長I職員相談係とは名ばかりの人権無視の市民の福祉と尊厳を無視し違法行為で調査を行う当時の主幹の保健士D職員、係長心理士E職員が出席し説明を存在意義と功名の為にに行っており、今でも私と家族が実態調査のただ原因を探るための対象の為にとしてだけに彼らに利用され

ていた事に憤慨しております。

父が2012年から定期的に私の引きこもりの件で定期的にセンターからの電話にて呼び出され面談に行き、私は鬱で後に認知症になった母の事を相談に行っていたと思っており、その頃から具体的な福祉社会保障については説明もなく、私は2020年にメールにて連絡を入れるとD職員と名乗る人物で父を担当していると返事があり、後にこの年の4月からB職員が今年から担当しますと返事があり、社会から孤立し、経済的に困窮し母の介護や父の世話それから逃避した兄夫婦について、時折メールにて連絡を入れておりました。B職員からは各区の健康センターで面談が出来る事や福祉社会保障について説明が出来る事、また父との面談の時に福祉社会保障について説明をするなど現在でもメールが複数の残っています。しかしB職員が心理士であることは明示されておらず、父が2022年に区役所の健康センターに用事があるからと、その時に朝9時に呼び出されて行った時にはただ1階のロビーで、お変わりありませんかと言われただけで帰って来たとのことでした。後に父が逝去する前に、何の為にセンターに行っていたかを尋ねたところ、堺市と関係を持っていた方が良かったかと思っていたと答えて、福祉社会保障についての導きや説明はあったかを問いただすと、全くなかったそうです。2022年6月に父が末期がんになり、頼れるところもなく、B職員に電話にて援助を要請しました。B職員が家に訪問をする日時と時間の事をメールにて知らされ、訪問を受けました。現在、市の担当者の福祉事務所の職員が定期的に訪問をしてくるのですが、例えば病気や日々の生活、地震などが起こった時の対策やエアコンの状態など、色々な事をマニュアルに従って聞いてくることがあり、また母の認知症の認定で市のケアプランナーが来ていたのですが、マニュアルに従っており、その時のB職員の服装が彼らと違い、また公務中の福祉に関わる方とは違和感を感じ、それにその時にただ5分くらいで家の庭についてと、洗濯物はどうしましたかと聞かれただけで、メールにて帰りのバスの時間が記されていて辞去しますとあり、何をしに来たか今考えるとわからず、ただ家に来ただけで、その時は新聞などの報道で9割の市町村の訪問支援に関わる職員が非正規かパート従業員あること見聞きしたことがあり、B職員も非正規雇用者だともっておりました。その頃は臨床心理士や精神保健福祉士社会福祉保健保証については全く知りませんでした。後にB職員と会うときはB職員は直接自宅から訪問先に来て、必ず朝9時で市職員の名札を外に持ち出しており、私との面接の後はどこに行くのか、B職員が書き取った事はどこへ行くのか、何のためか、B職員が何の資格があるのか全く明示されていませんでした。当然分文章にてもです。今から考えると、朝、私と会い後にセンターに戻るか他の役所に行くのに合わせている事がわかります。

B職員が家に訪問の後の当センターの医師に医療相談することができます、してみてもどうかと訪問の後にメールにて知らせてきました。私が環境的に追い込まれている事を知りながら、あたかもそれが必要であるかの様にであり、しかしそれは全く必要の無いことで、B職員が偽支援員でタダの引きこもりの原因を探る実態調査目的のモルモット集めを行う心理士であることは知るすべも

ありませんでした。本来の目的で住居や施設に侵入した場合に住居侵入罪です。

B職員に常に違和感を感じ、福祉社会保障の導きもなく、私が障害者年金について聞くことがあり、B職員は障害者年金は初診から1年後でしか手続きが出来ないと答えた事をはっきり覚えており、障害者年金は初診から1年現在は既に1年半に変更されており、私はその事を情報番組で生活保護の問題とからめて知っていたのですが、後にこちらの健康センターの審査調整係の精神保健福祉士J職員から自立支援医療制度の事についてご教示いただいたのですが、B職員の言う福祉保証に関する説明が多く間違えている事がわかり、また相談の中で、今から考えると自殺の相談電話を紹介してくることもあり、手続きに進展がなく、最初、B職員に会った頃はメールや電話が頻繁に来ていたのですが、私が実態調査の役割が終わったのか、電話しても会議や出張でいない事も多く、メールも返事が遅れ、一度、試しに電話にてなぜ私の様なクズに優しくしてくれるのか、11月頃の時間がある時にセンターに行ったことが無いので挨拶に行きたいと言うと返事がありませんでした。またメールにて自立支援が受けられる段階で尋ねたところ、あまりわからないと言う始末で、他の医療機関や同団体各区の健康センターに相談したところ、ただの引きこもりの調査目的の偽支援員の心理士である事を知り、南区健康センターの保健士から導きと丁寧な説明を受け、その時にセンター長のC職員が首謀者と知らずに苦情を入れたのですが、まだその頃は心理士によるマインドコントロールと暗示にかかり、B職員から離れられない状態で、また福祉社会保障については全く自身が無知識、援助を求め、頼る所もなく、また堺市生活援護課の職員からの人権違反による虐待行為により福祉社会保障を得る事が出来ない状態で、命の危機にある事を知りながら、C職員から、また主幹のD職員からの人間性を疑う様なパワーハラスメントを電話にて受ける様になりました。厚生労働省の管轄のこちらの健康センターの運営は各都道府県政令指定都市において同じでなくてはならないのに、それを無視したコンプライアンス違反ガバナンス違反の運営をしており、説明するまでもなく、そんな事がある事さえ知らないのではないかというセンターの運営が他県の無知識な派遣医師により運営されており、異常な数の調査目的の心理士がその例であり、センターは医学部とは違う法人であり、C職員も含めて運営人は経営運営の基礎的な知識はなく、諸悪の根源は奈良県立医科大学精神医療講座の医師だけが派遣され、堺市の施設と職員と市税を使い違法行為を一部の市職員の功名と地位の為に何も罪もない社会的に追い込まれた市民を使い傍若無人極悪非道な方法の調査をただ行い、健康福祉局から乖離し、独自でチェック機能の機関も組織もなく、暴走を日常的に行っているのは事実です。

現在精神保健課所属前こちらの健康センターの主幹以前の相談係長のD職員から私は電話にて長時間にわたり、私が何を根拠にしているのか女性蔑視性癖があるなどとハラスメントを受ける様になり、私自身はこのセンターに行った事もなく、この職員と会った事のあるのは、数回、B職員の方から呼び出されて南区健康センターと家とクリニックと南区生活援護課だけで、それも例えば夏の暑い中、精神科医師と共謀して、私が両親の介護と世話で寝ておらず、遠い所を調査目的でB

職員の違法行為リサーチにの為に呼び出され、同じやり口で市民を騙し医療相談と嘘をつき、A職員と共に対象者が一生癒えないところの傷を負うリスクがある事を知りながら、事前に調査である事を告知をせずに人権無視の実態調査を行い、その事により一生癒えない心の傷と障害を負わされております。

D職員に電話にて臨床心理士とは何ですかと尋ねたところ高度な知識と答えておりました。では低度な知識は何でしょうか、数百年をかけて精神世界を研究し探求してきた、私達の先達が血の滲む努力で子孫に残してくれた教訓である偉大な文化のキリスト教仏教イスラム教中国哲学西欧哲学の宗教者は程度の低い知識でしょうか。そもそも心理士は心理カウンセラーであり、心理学は一学説考え方であり、100人いれば違う事を言う、予想屋占い師と同じであり、責任の所在も不明で厚生労働省の管轄の各区の健康センターには当然心理士はいませんし、必要はありません。精神障害者アウトリーチ実施要綱によると、引きこもり支援チームに心理学の立場から助言を行う事が出来るだけで、対象者には直接に福祉保健保証にはかかわる事はできません。それが信用するか否かはその個人次第で、絶対的に信用できる事ではなく、国がそれを行う事は思想信条自由侵害または強制になりラベリングとなる可能性があり、心理学を使った犯罪行為心理士の呪縛と言われる様に誰でも当てはまる事を述べてマインドコントロールや、あらかじめ用意された暗示で利益を上げる催眠術犯罪もあり、心理士と明示せず、資格も知識もないに偽支援員の調査目的の心理士を使い堺市こころの健康センターが行っている違法リサーチは他の職業倫理意識を持つ心理士に対する冒涇でもあり、信用を失墜させ、B職員は自身が犯罪行為であることを知りながら、組織と自己の利益の臨床心理士の免許更新の為にそれを犯して、多大なる被害を市民に及ぼしている事、及ぼすことは必ず理解出来るはずで、心理士としても一人の人間として第一歩から失格であり、人格異常者とし、また他のこれに関わる職員も同じと言わざるえません。

B職員が自立支援医療の事でわからないとメールで伝えてきて、右往左往して南支所の健康センターに助けを求め、クリニックの受付や看護師隣の和泉市の精神統括センターや他の同団体に相談したところ、B職員が調査目的の心理士であることがわかり、心神喪失満身創痍で、今から考えると内容も支離滅裂で、B職員と私が長年、関係してきたことや知りえる事や中身の無いことをスラング交じりで、私から引いてくださいと手紙にて送りました。C職員にメールにて担当者の交代を申し入れた所、返信で人事異動以外はできない、担当者と話しあってくれとの事でした。それから、電話にて直接、C職員に苦情を入れたのですが、担当者と話しあってくれというだけでした。またセンターの運営がどうあるべきか命令口調で答えろと言うので、その時は知らないと答えたのですが、なぜ私が返答しなくてはならないのか、逆に私があなたはどうかと聞くと、市民の為に働くとかい回答してきました。一般に採用試験に面接でその様な稚拙な返答はまず不採用であり、厚生労働省の運営に従いただ仕事をするのが当然です。また、挨拶もせずに電話を切る始末でした。仕方なく、友人と同じ名前でD職員と名前を薄っすらと覚えていたのですが、B職員

の以前の担当者職員の存在の事を聞くと、お答えできないと言われました。それから、南健康センターの精神保健福祉士のK職員にD職員について尋ねたところ、センターに居るとの事で、センターに電話をして見たところ、D職員が出てきて、B職員の係長を挟んでの上司で明日、電話にて相談をしてもらえるとのことでした。次の日にB職員について語り、それから、C職員に電話を入れると横柄な態度が代わり、D職員と共に時間が合うときに面談をしたいと告げられました。しかし面談をしても意味があるのか、また、センターが遠方にあり体の調子もあり行くことも出来ない、そもそもC職員もD職員も私の事については全く知らないのに、面談で何を話すのか何を目的としているのか無意味と思い断りました。その後もメールにてB職員には連絡を入れていたのですが返信はなしで、B職員に手紙にも記していたのですが、B職員が調査をしていたことを伝えました。長年にわたりB職員が担当してきて、新しい担当者に替わり、一からまたいろんな事を語らなければならない精神的負担と相性もあり、その頃はまだ自身が騙されている洗脳状態であり、また、孤立しているのと、福祉事務所から虐待行為を受け支援援助を受けられない状態でもう一度B職員の続投をお願いしたところ、B職員がC職員とD職員と面談し個人情報の手紙を譲渡し、メールでB職員以外の職員なら担当者をする事ができますと伝えられ、また何回も電話にてC職員に男性の担当者は過去のいじめを受けた事や例えば男性医師からの嫌がらせを受けた事や、福祉事務所のケースワーカーの虐待も男性で、私はいじめやハラスメント行為に関わる事が男性が多く、経験とトラウマから自身をただ守るために男性はお断りをしている事を終始説明しても、C職員とD職員は受け入れず、逆にそれをいい事に利用して、電話の度にただ上に立てる理由として用いて手紙の事を持ち出して、私が根拠もない女性蔑視の性癖があると言いだし、C職員が誰が担当しても同じ答えができるように教育していると返答しました。人はAIロボットではありません。他の同団体や資格者が相性やマッチングをすることは家族を含めてた対象者の状況理解を考える必要があり、厚生労働省の実地要綱にも記載があり、当然ながらそれを知っていることは当然で、対象者が何が必要とされるのか状況を考え導くのは必然の事であるとの事でした。C職員とD職員が関係の無い過去の手紙を持ち出し、C職員から、あの手紙の内容を考えると、B職員の気持ちを考えると、前にもあったんですよ（私とは何か関係があるのでしょうか。ラベリング犯罪であり精神科臨床医として失格であります）。職員を守らなくてはならない。などハラスメント行為を受け、生協の宅配が来るのもう電話を切ると伝えたと、生協の職員も女性ですか聞かれました。この事は数回にわたり当時のいずみ生協のLセンター長に連絡を入れ私が女性職員に対してハラスメント行為をすることがあったのか確認をしたところ40年以上に渡り生協会員で今まで他の問題も全くなく、私自身の意見ですが、C職員の人を卑下する人間性の低さを表す証拠であり、生協で働く女性も含めての侮辱であります。臨床心理士がなぜ訪問支援や福祉社会保障にかかわっているのか尋ねたところ、驚いたようで奇声をあげて臨床心理士と答えておりました。すべて私に何かが関係あるのでしょうか。あまりにも酷いので担当医のM医師と市議会議員先生に相談をし、また同団体の資格者に相談をし、

特に大阪市こころの健康センターのN職員にご教示を頂き、こころの支えになっていただき、また時折、大阪市こころの健康センターにお電話をして見ると、職員が話を聞いてくれ言葉使いも含めて、職業意識能力知識コンプライアンスガバナンス倫理意識堺市の職員とは雲泥の差がある事を知らされました。C職員とD職員から受けた執拗な長時間にわたるハラスメント行為によりPTSDを負わされその頃はほとんど寝た切りの状態におこまれました。市議会議員先生や主治医他の同団体の職員がこころの支えが無ければ、どうなっていたかは今考えると分かりません。大阪府に同センターの違法行為とD職員とC職員による電話にてハラスメント行為を相談したところ、公益通報者の詮索は出来ない事は法律でもあり、D職員は直情的で自尊心が強いがコンプライアンスや倫理意識知識もなく、ただの年功序列意識が強く、礼儀もない、私が病気であること、また職務中である事、電話にての対応マニュアルも無視した脅迫を電話を朝9時から入れてきて、私が電話に出る事は時折できない、障害があることやその時間は就寝している事も多く、また通院から帰って期来たばかりなども、考えず、B職員はよく気が付いて考慮してくれていたのですが、そんなことさえ無視し礼儀や倫理意識もなく、柳さんがこの様な事をするならセンターはお付き合いは出来ないと勇んだ口調で脅迫をしてきて、逆に私が常識として、その時に私は事実を相談しているだけで、決定権のない、ただの保健士のあなたが、なぜ無礼な電話をかけて来るのか理解できませんと返答しました。B職員の事でD職員やC職員が対応することになり、以前に父がD職員が担当者であり、また他の担当者と多年にわたり約二か月一度センターに呼び出されて行ったのですが、ただ話を聞き取るだけで、対象者が必要とされる福祉社会保障の説明や導きもなく、父が生前にただD職員個人の講演会があるからと言われたそうです。この講演会の題材は市民からであり同意も了承も事前に確認が行われておらず、自らの高慢な功名と地位の自慢の為に行われており、B職員が偽支援員と知られた事です。すでに昨年の2月頃から連絡がとれなくなり、孤立と洗脳でB職員から離れられなくなることを利用して、以前にセンターの職員の担当者から手紙やメールはがきを書くと心も晴れる、人に語る事も大切ですと、B職員や以前の職員の担当者からも手紙が来たこともあり返事を出しておりました。B職員が個人情報の手紙を、本来なら他人に許可なく見せる事は出来ない事は厚生労働省の実施要綱にもあり個人情報保護法違反ですが、それをセンター長C職員とD職員に譲渡して、その内容がセクハラで私が女性蔑視性癖があると言いだし、私自身は家にいるだけで、ほとんど人に会う事もなく、なぜその様な事を言いだすのか。私自身がその事を電話にてC職員とD職員に弁明に終始するようになり、根拠のないラベリングを言われ続け、公務中と医師とは思えない嫌がらせを電話にて受けるようになり、特にD職員から電話にて長時間公務中とは思えない発言と口調のハラスメントを数回にわたり自身の思い込みによる間違った絶対主義的な優性論の上から目線で、会った事も無い事に対して、私についてはほとんど何も知らないのに、手紙を利用して私が女性蔑視の性癖がある事を、堺市こころの健康センターの違法リサーチによる人権侵害の虐待攻撃を口封じの為に同じ発言を繰り返し、その事を大阪府こころの健康センターに相談したところ

手紙などは関係なく、口封じの為にセンターから追い払う為ですとあなたは二次被害を受けていますと助言を受け、また主治医のO医師からも、何時でも私がお様な人間でない事は聞きに来ていただいても結構ですとご助言をいただき、また自由民主党市議会議員信貴良太先生には多忙な中でも、いつもお電話にて相談にのっていただき、ご助言とご後見をいただき、C職員とD職員による理不尽なハラスメント行為による虐待行為で現在も癒えない酷い二次被害のPTSDによる障害を負わされては寝た切りになる中で、その頃は本当に支えていただきました。当然、C職員とD職員は公務中であり、人権侵害であるラベリング犯罪あることは明白であり、堺市ユースサポートセンターに堺市こころの健康センターの違法行為をセンター長のP職員と職員Q氏または他の団体に相談したところ、相談員は対象者に対して批判をせず、否定をせずに、その人の性格に合わせて話を急がずに聞き取り、当然、国が出来る事は限られるのですが、その人が必要とされる福祉社会保障を導きまた、社会に復帰できるようにサポートしていくの仕事ですと、ご回答いただきました、ユースサポートセンターには心理者は必要な時に外部から委託するそうですし、また他の同団体からのご意見では必ず心理士であることを説明するそうです。D職員やC職員はただ、何も根拠もない高慢な自身の思い込みにより地位を利用し、上から目線で否定を繰り返すだけで、そもそも市民とは同権である事は説明する必要もなく、D職員はただ会話のたびに違いますよと返答するだけ、C職員はこちらの言う事の必ず反対の事を嫌味でしてくる、また、コンプライアンス違反の返答を繰り返し、拳句にハラスメントの文言を言い放つなど人権侵害を行い、何を根拠とし権利としているのか、D職員は管理職ではないのに、柳さんがその様な考えでしたらセンターは柳さんとはお付き合いは出来ないと電話の度にくりかえし、そもそもこのセンターの相談係は広報などで市民からの相談を受け付けていますが、実態はただの論文の為の調査係で市民の為に何もなっておらず、D職員に至っては私の主治医であるいずみがおかメンタルクリニックの医院長のO医師に私が根拠のない性癖があると確認に行くと言うと、行きますと言うので、私は行きますと言うと、そんなことは、言っていないと言い出し、後に昨年の5月に三度にわたり、確認の為に同クリニックに確認に行き、O医師と看護師からも許しがたい人権侵害であることを確認しましたまたその時に同席した看護師もカルテも証拠としてあります。D職員は人間性に問題があり、あまりにも電話にて公務中とは思えない、常に上からの高慢な態度で根拠もない事を言い、人格否定を行い、コンプライアンス違反ガバナンス違反を行い、そもそも組織を運営する知識もない管理責任能力もない年功序列での地位にいるだけの権威をふりまわす、ただの保健士であり、臨床心理士が精神保健福祉士する仕事はできない事も誰でも分かる事さえ理解していません。あきれ果てて、D職員のあまりにも酷い公務中とは思えないハラスメント行為に耐えられず、B職員がリサーチ目的の違法行為を行っている事以前はD職員がB職員の前に違法行為により引きこもりの紀要をまとめていたこと横領罪交通費の水増し請求早帰りサボり中抜けの疑いがあると電話で告げると口調が替わり、とてもうろたえた様子で、一時間ほど話をさせていただきませんかと態度が変わりました。当然、運営

人は、B職員が各区の健康センターや対象者の所に直接出向きデータを違法行為で集めるための方法を知っているはずで、B職員が成果をあげる事が出来れば構わない規法律律違反も放置していたことは明らかです。後に電話にて、ただ柳さんの手紙からB職員とは担当を持つことはできない終始告げられ、そもそもこちらはすでに他の同団体や市議会議員先生有識者などにすでに相談やご助言をいただいて、孤立し孤独な知識を助ける人もいない、虐待行為を市の福祉職員から受け、貧困であることを事を知りながらD職員とC職員は陰湿なハラスメント行為を口封じの為に言い、私が彼らが行う違法行為を永藤英機市長に内容証明に訴えると電話にて告げた時にも開き直り、そちらの勝って次第ですと返答をしてきました。私は人生経験からと家族の介護の経験からも含めて女性は感性が豊かで、社会福祉など対象者の言いたいことを、言葉だけではなく読み取る事に優れている点があり、今もお世話になっている福祉主事センターの問題を相談した大阪市こころのセンターの主幹堺市ユースサポートセンターの職員堺市の職員の方々は女性の方で男性の福祉に関わる虐待事件が多く、私も南区生活援護課の男性職員から虐待を受け、また人生の中で陰湿なハラスメントを行うのは男性であることが多く、私自身は福祉に関わる、また、精神科医の男性医は人格者を除いては自らを守るために、出来るだけ避ける様にしており、B職員の事で相談をCセンター長と主幹のD職員に相談をしたのですが、C職員から私がB職員に出した手紙の事をネタにして、公務中とは思えない、一社会人とは思えない、臨床医として人格に問題のあるハラスメント発言を繰り返し、そもそも私の事など何も知らないし、私はセンターに行った事も無い事さえ知らないのに、私は女性蔑視性癖があるなどと根拠もない人格否定を続け、電話口にて奇声をあげるなど、人間性に問題があることは全て証言でき、またD職員は同じくガバナンスやコンプライアンスなんてある事さえ知らない、年功序列意識だけでこのセンターを支配運営し、振る舞いや発言はすべて公務中とは思えない人を愚弄する礼儀礼節や歳相応一社会人とは思えない知識教養の無い程度の低い人間性しか持ち合わせておらず、彼らが行ったハラスメント行為と隠ぺいの為の口頭による虐待行為により、障害を負わされ、私自身がこのセンターに頼らなければならないと思い込んでいたのと、福祉保証についてについて全くどうすればわからない孤立状態と南区生活援護課の職員から虐待行為をされ受けられるべき福祉保証得られず、保護を必要としたことと、B職員によるマインドコントロールで、B職員から離れられない状態にあり、B職員の続投を私自身が要求した時に弱みをにぎり、人とは思えないD職員と共にC職員からハラスメント行為を受けました。後に信貴良太市議会議員先生に相談をし、他の堺市の職員市の健康センターや他の同団体や有識者主治医病院職員人格者の堺市こころの健康センターの審査調整係長などに相談をし、ご助言をいただき、私自身がマインドコントロール状態であり、センターの医師と心理士の引きこもりの論文の為の実態調査が目的のモルモットであることを知り、その事はどの場所どの時代どの人種でも許しがたい非人道的行為であり、それは精神科医師と心理士による人体実験であり、彼らが心理調査実験は事前に家族や本人に通告や説明をしなければ一生癒えないこころの傷と障害を負わせることは当然起こる事である

事を知りながら、それを行っており、公務員の地位資格知識を社会的に援助支援を必要とされる、孤立し経済的情報アクセスもなく追い込まれた弱者と知りながら、参与観察という方法で現在では倫理上法律的にも許されない偽りの支援援助で調査を行っていたことは非常に悪意があり、彼らの人間性がオーム真理教731部隊ナチスドイツなどと同様、人を人とも思わない人間性の歪んだ精神構造を持つ異常者であります。私がトラウマによるフラッシュバックでA職員とB職員が人体実験調査を行っていた時の思いだし苦しんでおります、それはこころの殺人であり、中国で文化大革命のつるし上げや北朝鮮の公開処刑、赤軍派のリンチ殺人に至る様な完全な人の心を踏みにじる、人権侵害であり、そもそも引きこもりも市民も犯罪者でも被差別対象でもなく、彼らが持つ自身の優性論によるバイアスに基づくものであり、彼らが人格異常者と言えることは間違いありません。

戦前にこのような社会心理学実験はアメリカでは黒人や孤児院やまたは植民地において行われており、現在でも人権と称すヨーロッパの国々でさえ、自身で出来ない人体実験などはアフリカなどの貧国で行う事があり、裕福な国が貧国を利用する、例えば代理出産が良い例であり、お金を用いて人権侵害を行う、先進国の真の姿であり、奈良県立医科大学精神医療講座は堺市奈良県三重県に医師を派遣しており、私の母が10年以上この関連病院に通っていたのですが、医師は度々替わり、具体的な治療方針もいわず、ただ薬を配るだけで、おかしいとは思っておりました。よく調べると、奈良県の橿原にある人口も少ない所にあるのに、この精神科医療講座の医局は大量の医師と心理士を抱え、他の府県や病院に医師を派遣して利ザヤを稼ぎ、そこでデータを集めている事がわかり、自身の両親が大変な被害にあっていたことを知りました。また以前にB職員が薬が何が合うのか聞いてきた事があり、全く遠方で土地勘も無い、交通費も時間もかかる遠方の三国ヶ丘にある診療所を勧めてきたことがあり、その医師は奈良県立医科大学精神医療講座関係医で以前にセンターの医師である事がわかりました。証拠のメールもあります。

困窮状態にある事をメールで伝え、生活保護の申請をB職員から勧められ、B職員が南区生活援護課に連絡を入れ説明を受け、メールで知らせてきて、申請の説明にB職員が二年前の9月に同行し、その時にも同意も了承もなく内容を書き取り、また父の病気の事についてや私の通院先について語り、福祉事務所の職員からB職員が何者か聞かれた時に堺市職員の名札を見せて堺市こころの健康センターのB職員ですと答えていました。その時帰りにB職員が日傘をさして電車に間に合う為に駅まで走って姿を車から見ていて、その依頼、B職員とは会った事はありませんし、マスクで素顔を見たこともありません。その手続きで、南区生活援護課のケースワーカーから電話にてハラスメント行為を受け、B職員に電話とメールにて相談するのも、反応は無しで、生存権と自然権の侵害と身を守るために生活保護を断念する事と市議会議員先生に相談している事、内容証明を送った事、酷いハラスメントで体調を崩して障害を負わされクリニックに行った事と診断書を出してもらった事をメールで告げると、B職員は柳さんの現在の状況を考えると生活保護の辞退は残念です、柳さんがそれを選択するなら仕方ないと返信があり、また体調崩して少し間連絡が途絶

え、メールにてどうしてるかと聞いてきて、後に電話にて連絡を入れると、これからどうするのですかと聞かれました。それからPDF化した南区生活援護課の人権違反の記録を送った所、B職員から多くの方に知ってもらいたいのですね、上司と共有しておきますと返信があり、個人情報であり他人に本人の許可なく譲渡は出来ません。私が生活保護を得られず、寒さと困窮状態で少しの父の年金からの援助を受けるだけしかできない事を知りながら、本来なら対象者が虐待を受けたなら支援員は保護と対策をすぐに考慮し行動しなければならないのに、全く何もせずに放置し、何も行いませんでした、その結果約8か月に渡り、生活保護が得られず、生命の存続の危機に追い込まれ、信貴良太市議員と主治医のO先生と当時の生活援護課の係長のR職員からご支援をご後見をいただき、何とか生活援護課のある3階には今もトラウマとフラッシュバックによりPTSDを思い行く事が出来ないで、他の階の部屋にて手続きを行い、九死に一生を得る形で福祉保健保証を生活保護を得て命をつなぐことができました。証拠のメールはあります。B職員が保護や対策を考慮し対策を行えない事は、今考えると、B職員が調査目的の心理士であり、知識を持つ保健福祉士ではなく、虐待も対策や福祉社会保障の導きなども含めて、そもそも何も出来ない臨床心理士だったからで、当然問題は起こるべきでおきております。

昨年の四月になり嫌がらせの為にC職員から付けられた何も役に立たない、担当の男性職員のF職員はC職員から言われ電話をかけて来たのですが、私について知っていますかと聞いてみたところ、私の事など知らないそうで、メールにてB職員に渡してある、南区生活援護課の虐待行為の記録を大阪府の人権窓口で相談したところ、同センターと同じ階にあるすぐ隣の障害者更生相談所内の障害者施策推進課が堺市の人権相談出来る所ですと教えていただいたのですが、D職員にも記録を送り返され、B職員は何もせず、F職員にはB職員から記録を受け取りそこに持って行く様にメールで伝えたのですが、それ以来音沙汰なしです。市民が虐待を受ければ支援員は当然、対策と保護をしなければならないはずですが、そもそも彼らは支援員ではなく調査員だから知識もなく。やることさえしない。B職員に至っては心理士ですから言うまでもない。B職員は偽支援だからです。それから嫌がらせの為にC職員から付けられた何の役にも立たないF職員からもD職員も昨年の6月からは全く連絡もなしで市民サービスを受けられるべき権利を侵害されており、このセンターがただの個人の感情や自身の思い込みの権威や間違った権力構造で運営されている事は明らかです。

今、私自身がこの事を思い出し、分析して見て、B職員がメールにてそれが絶対必要な事を思わせる言葉巧みな心理士のあらかじめ用意した、人の心を読む知識を利用して、多くの市民にこの汚いやり方で呼びだし、医療相談をしてみてもどうか。当センターの医師に相談してはどうか。慣れた手つきで人を騙し呼びだしておりました。令和4年7月21日私は朝9時に南区健康センターの長椅子でお待ちください。A医師と共に行きますと返答がメールにて令和4年7月8日にあり、その時を思い出して見て、B職員は慣れた手つきで事を運び、サイコパス、自身が犯罪をしている事の罪悪感を感じることも、対象者が人体実験される事の痛みも感じる事もなく、テキパキと慣れた手つ

きで事を運び、A職員が名札を私に見せて自身を紹介して、部屋に案内され、まるで獲物を捕らえた様、前に二人が座り、私はがんじがらめにされ、私は保険は入りますか。これ税金ですねと聞くと、細かい細かいと返答があり、その時にA職員が大量にの同じ書類を持参しているトートバッグを持ち込んでおり、それから医療相談ではなく、相談なのに、内容は私が引きこもりに至る人生や過去の事や今の介護の事で、医療相談ならB職員は医師では無いので出来ないのですが、介護で両親に暴力をふるった事もあり、今でも悔やんでいる事なども質問され、ほとんどが医療相談ではなく、あらかじめ用意された引きこもりの実態調査の質問ばかりで、最後の質問がご両親にどう思いますか聞かれました。私はその時に申し訳ないと答えたのですが、彼らが喜ぶだろうと見越してそう答えました。この質問自体がどう答えるのか、どう答えて行くべきか、どう答えさせるのか、そこに私は非常に人道的に許しがたい彼らの悪意を感じます。そもそも引きこもりは個人の問題でしょうか。医療に関わる質問もあり、両親の病気についても答えており、医療相談なら、医療情報は究極の個人情報であり、いかなる理由いかなる場合それを本人の許可なく使用することはできません。医療相談なら医療情報報は無断で使用する事は出来ない事は医師なら認知している事は当然です。

夏の暑い時に両親の介護と世話自身の病気もある事を知りながら、支所まで必要の無いことに人を呼びだし、彼らが行った事により、現在でも例えば女性ケースワーカーが訪問して私の前に二人して座ると、自然に私は立ち上がり、部屋を何度も出て、涙が止まらなくなります。今でもA職員とB職員がおこなった人体実験によりトラウマとフラッシュバックPTSDによる障害を負わされて、B職員がテキパキと悪気もなく事を顔色一つ変えずに事を運ぶことが思い出されフラッシュバックにより苦しんでいます。いずれオランダの国際人権裁判所に市を通じて奈良県立医科大学精神医療講座関係研究医を提訴したいと考えております。堺市は人権宣言都市を標榜しており、子どもであれ、犯罪者であれ、貧困者であれ、肌の色、宗教に関係なく、人は人。人を呼び出して笑いのものにして言い訳はありません。A医師は堺市こころの健康センター医長として今年の2月に天理大学にて講演会を行っておりそれらのデータや情報を使うにあたって市民から同意や了承を得ているのでしょうか。クリニックの初診に是非とも付いてくると言い、その事で8月のお盆休みをB職員の手配に従う事になり、後にクリニックにて聞いてみたところ、民間の福祉団体がサポートが必要な場合は付き添い来ることはありますが、こころの健康センターの職員が来たことはないとの事でした。私自身は自動車の名義変更や歯科医も一人で行っており、また、後の通院も一人で行く事ができ、現在の主治医から何の為に来たかと聞かれたのですが、今は調査の為に心理士であることがわかります。B職員が必要の無い調査目的の同行で福祉保健保証を遅らせ、また、初診の女性医師が高齢で意思疎通が難しく、メールにて他のクリニックに替わると相談して、後にまた南区健康センターに呼び出されて、A医師に診察についてB職員が相談したところ、医師も20分か30分で多くの患者を見なくてはならず、眠れないとか、頭が痛いとか症状について前もってまとめていた方

が良いと言われ、私は体調が暑くてすぐれない中で、今日は一階で国民健康保険について手続きを
すま済ませた方が良いのですかと不愛想に言われ、私はしんどいと答えました。B職員がそれでい
つもの様に扉まで行き、どうぞと言ひ、外に部屋から出されました。この面談もメールや電話で十
分で何の為か現在でもわかりません。以前から困窮状態である事はB職員は知っているはずなのに
対処もせず、9月にその事をB職員にメールに伝えたと生活保護を勧められ、B職員が南区生活援
護課に連絡を入れて説明を受けメールにて伝えて来て、生活援護課と一緒に行く日を調整し、説明
に同行し、家族の事などをいろんなことを書き取り、その時は申請をせずに、B職員の予定に合わ
せると遅れるのと、B職員に疑いをすでに持っていたので、申請の時には一人で行き、後に男性の
ケースワーカー職員から虐待を受けた時、それを知りながら保護や対策もせず、私は市議会議員先
生に相談する事になりました。その事で約8か月以上も生活保護を受けられず、父の年金で食いつ
なく羽目になり、寒さと困窮状態に追い込まれ、生存権と自然権の侵害は明らかであり、堺市こ
ころの健康センターの違法行為による事が命を失う危機に追い込まれた原因の一つでもあります。B
職員は後にメールにて、あげくに福祉保健保証についてはわからないと返答して来て、長期に渡り
B職員に送ってきた家族の状況や私自身の人生についてのことは調査の為にB職員に利用されてい
ただけでした。中区の健康センターに電話にて精神保健福祉士S職員に堺市こころの健康センター
の違法行為について語った時に、引きこもりはセンターの担当者から各区の健康センターに付き添
い連れて来て面談をして、その区の精神保健福祉士に引渡されされとの事でした。大阪市こころ
の健康センターでも同じ回答で、B職員が行った事は厚生労働省の精神障害者アウトリーチ実施要
綱に違反する行為であり、実態は紀要の為の調査を担う偽支援です。B職員は他局から転属して、
福祉保健保証に関わることは無知識で無資格、ただ先輩や上司からそれが違法としりながら研修で
得た知識だけで命令された事に従う、こころの殺人AIロボットです。公務員は上司の命令は絶対
であり、それに従うべきか、残念ながら今の日本では自殺者が出るなど、組織構造制度の中では従
うしかありません。後にC職員の人間性を読んで大阪府と堺市の関係の課のホームページに堺市こ
ころの健康センターに人権侵害違法行為を、証拠のメールを添付せず、私がすでに多くの有識者
に相談をしている事を隠し、孤立してただのクレーマーの様に長期に渡り書き込み、C職員の人格
の歪んだ人間性鑑みて必ず人を甘く見て、見下して、自身が賢いと思い込んでいる事と他の支援を
受けてすでに膨大な知識を得ている事を悟られずにトラップをかけ必ず脅迫をして返答してくる
と思っていたのですが、昨年の6月に脅迫の内容のメールが届き、私が訴えている事がすべて事実無
根と送られてきました。しかし説明をするために訪問するなど不可解な部分も多くあり、脅して、
解決策を与えて、後は黙らせる、詐欺師オレオレ詐欺が使うテクニックと同じ方法で脅しをかけて
きました。またすでに南区健康センターには以前に所属したK職員がおり、その人物が論文が不正
論文ではないかと南区支所総務課から堺市こころの健康センターに問い合わせをさせ、回答がメ
ールにて送られてきて、次長のI職員のあらかじめ用意された理路整然としているが中身の無い、嘘

のはぐらかしの回答であり、調査研究は法定業務で統計調査で本人は特定できないとの事でした。対象者に対し事前の同意も了承も許可も無い、対象者に確認もなければ信独立した第三者委員の審査もない事は信憑性がない事の証明であり、そもそも論文を執筆するにあたっての基礎的な知識も教養も無いただの違法作文であることは明らかで、後に議会にも陳情書の回答にも同じ答えをしてきており、コンプライアンス違反ガバナンス違反は明白である証拠であり、研究紀要は学術論文として国立国会図書館と科学技術機構に収蔵されており、ただの統計調査結果ではありません。市の職員を使い市民を虐待する施設、施設長は他県の毎週水曜日に奈良県立総合医療センターで非常勤医として副業を行う、施設長が他で副業をしているなどは前例があるでしょうか。医師とそれに協力する市職員を絶対に駆除し、彼らが行った犯罪に見合う罰を受けるべきだと思います。I次長が論文について電話にて説明をすると言うので相手にせず、体調不良と断り、時々、私はB職員を探るため電話にてB職員の在席を確認しておりました。他区への出張でいない事も多くあり、B職員は毎月25日の給料日になると居ない事がありました。

心理学は一学説であり、心理職は助言はできますが、憲法において責任の所在や思想信条の自由や強制の問題もあり、当然、国は面談やカウンセリングを行う事はできませんし、保健士の仕事である訪問支援はできません。他県ではアウトリーチは民間が取り入れて成功したのですが、公務員がすると、交通費の水増し請求サボり中抜け早帰りなどのいわゆる公務員の仕事をする怠惰を生み、何も成果も無いことから廃止している自治体もあり、B職員は自宅から名札を持ち出し直接各センターや対象者の自宅に訪問するのですが、必ず、私の場合は必ず朝9時に会っている時間はほぼ10分か15分程度、長くても1時間ありませんでした。B職員の主要な預貯金の出納、行きつけの美容室コンタクト販売店免許更新などや交通費B職員が担当した市民への聞き取り調査をすれば横領罪が出て来る可能性もあり、B職員は支所で得た書き取った事はファックスにて送り、シュレッターにて廃棄しなければならない、また電話にて仕事が終わった事も上司に報告をしなければなりません。B職員に気づかれずそれを確かめていた時、全くありませんでした。また対象者の個人情報フラッシュメモリーなどの記憶媒体を持ち出し自宅にて紀要をまとめていた可能性も否定はできません。I職員がB職員の在籍を確認するために私が電話かけた時に出てきて、なぜB職員を詮索するのですかと礼儀に欠いた事を言うので、B職員が行った事、すなわち堺市こころの健康センターの違法行為についてすべて隠さず説明をすると、予想通り、メールと同じ中身の無い詭弁の返答を行い、必ず人を見下して、馬鹿にして、私がすでに他から助言と協力をしてもらっている事を知らず、例えば医療相談は相談ですから、心理士がする場合もありますなど、嘘のあらかじめ用意した、いつもの、こちらはすでにI職員が必ずそう答え来ることは知っている事も知らずに、南区の精神保健福祉士のK職員にセンターの事について相談した時も、K職員がセンターからの回答が同じ、違法行為リサーチを行う心理士については各都道府県に配置されております。C職員のアルバイトについては彼らは市の職員です。論文については統計データなど支離滅裂な言い訳の中

身のない回答してきて、はぐらかしと誤魔化しが出来ると思い込み、あまりにも特有の人を見下して、人格を否定し、人を卑下するので、市議会議員先生に相談し、議会に上げて第三者委員会を要求しますと言うと、態度が代わり私の言う事に都合のいい事には合わせ、コンプライアンス違反ガバナンス違反にははぐらかしを言う、I職員は長年の公務で身に付けた特有の嘘つきの話術のテクニックを使い、人を欺きごまかしが出来ると思い込んでおり、実際は全てが嘘である事は私は知っており、I職員がセンターの違法行為を偽証でごまかす証拠です。社会は教育機関の出先ではありません。私はI職員がそうすべてそう答えて来ると計算済みでした。I職員に心理士について尋ねた所、ただ各都道府県に配置されていると中身の無いと返答するだけで、私は既に健康福祉局に心理職の仕事の内容が引きこもりの相談の支援事業思春期関連問題自殺相談とお答えをいただき、また総務課から子ども青年局の幼保運営課家庭支援課育成相談課一時保護所堺市幼保連携型認定こども園の巡回業務企画相談課教育委員会事務局いわゆるスクールカウンセリング中区の不登校児の支援相談所。健康福祉局の障害者更生相談所堺市こころの健康センターが心理職の配置先ですとメールにてご回答いただき、人数や会計年度職員詳しい事業内容までわかりませんが、B職員が医師と行う調査業務は厚生労働省の精神障害者アウトリーチ実施要綱の引きこもり支援要綱にもなく、詩の職務の訪問支援や福祉社会保障についての導きは精神保健福祉士の仕事であります。B職員も含めて引きこもり相談係が研究紀要製作の調査が目的でコンプライアンス違反の証拠です。I職員は管理職で職務上これを知っていて当然で、把握して理解していなければ管理職はできません。そこに悪意があります。今まで他の団体の職員や市の職員に特に人事課のT職員は人間性が素晴らしく、堺市こころの健康センターの違法行為を説明した方々が一人の人間としての公務の忙しい中でも聞いてくれて協力をしてくれたのとは違い、このI職員という人物の人間性を鑑みて当然、犯罪行為をすることを罪悪感も無いサイコパスであり反社会的人物である証拠です。B職員の風体や振る舞い服装に違和感を常に感じ、社会人としても福祉の仕事に関わる人物として違和感を感じる事があり、初診に必用も無いのに調査目的の為に後の福祉社会保障を遅らせ付き添いに来て診察室にも入って来たのですが、その時に襟付きボタンなしの礼儀を欠いたTシャツ姿で医師も当然機嫌が悪く、B職員が去った後に医院まで戻り私自身が謝罪した次第です。以前から非正規雇用か既婚者パートの福祉の資格の方と思っていたのですが、B職員とセンターから受けた犯罪行為を調べて行くうちに、臨床心理士や精神保健福祉士医師各都道府県のこころの健康センターにて電話にて詳細を聞き、厚生労働省の精神障害者アウトリーチ実施要綱などの資料を自身で調べるなど、資格者からのご教示もいただいて、B職員が臨床心理士で、市の本職員で、偽支援員である事がわかり、B職員もD職員も相談係が面接のコンサルタントの指導や研修を受け、例えば返答がと言う事ですか。良かったですね。しません。いい言葉ではありませんね。などただ上手く相づちを打ち、聞き取りをして、帰りにドアの所でどうぞと見送る、ただ相談ではなく原因を探るだけの調査面談をしていたことが理解できます。B職員はただ心無くした上司の違法行為リサーチの命令に従うAI

チャットロボットの様で、そもそも市民は広報などで依存症や引きこもりの相談をするのですが、各区の健康センターには精神保健福祉士がおり直接相談すれば良いだけで、不便で遠い、他県の職員とそれに協力する不正を行うところの健康センターに行く必要もなく、国が出来る事は限られ、厚生労働省の実施要綱もあり、法律法令運営のガイドラインもあり、それに従い運営するべきですが、市民は各区の健康センターに行き病院の紹介や福祉保証について説明を受け、また福祉保証には病院で診断書を必要となるのでいち早く医師の診断が必要となり、病院には心理士もいる場合もあり、民間のデイサービス精神障害者更生相談所や職業支援施設などが多くあり、他の同団体の回答では相談を受けて、各区の保健士が対応するそうです。日本中同じです。無駄な施設です。奈良県立医科大学精神医療講座の研究医と、その為にいる大量の心理士の為の施設でしかありません。また、ホームページでは診療所と記載がありますが、電話にて健康福祉局に聞いてみたところ、何処に記載があるのですか、またセンターは診療所と記載があり、診察はしているのか尋ねたところ、していないと回答がありました。大阪市こころの健康センターは診察をしているそうです。医師が診察をしていなければ医療相談はありません

D職員から執拗に嫌がらせを受け、黙っていたのですが、B職員が違法行為リサーチをしている事をばらした時に、なぜ若い人にこのような理不尽な事をさせるのか、かわいそうにまるでB職員が心の無いまるでAIチャットロボットの様だと言うと、D職員は自身が公務中であることも理解できない、コンプライアンスガバナンスの知識もない、倫理や社会常識の基礎も無い、ただ己が常に上である振る舞いを、上から目線で命令口調、主観的で自身の身勝手な教養も無い、人格異常者ただ自身の功名と売名と地位の事しか考えない人格の歪んだ人物であり、当然、いつもの様に必ず人を卑下して否定する、いいえ違いますと返答してきました。自身が市民に多大な被害を及ぼしている事、C職員と同じく存在自体が市民の弊害となっている事を理解しておらず、このような人物がただの年功序列の地位と感情論で身勝手に組織を運営している構造と制度自体に根本的な問題があります。人を人とも思わない、罪悪感もない、ただ自身の栄達だけを考え、危機管理マニュアルもない、責任の所在も意識も無い、他の同団体との意見交換も第三者のチェック機能もない、定期的な倫理講習も十分でない、コンプライアンス違反ガバナンス違反を行い、それがばれると言葉巧みな中身の無いはぐらかしと誤魔化し、被害者への執拗な人権無視の個人攻撃で難を逃れる、一人歩きた身勝手にただこのどうしようもない必要の無い連中の報酬と成果の為の反社会的施設が実態です。また、南区健康センターの相談係精神保健福祉士K職員はこの不正を知りながら、私が職員しか出来ないオンブスマン公益通報をお願いすると、当然公務員は公務員の不正を知れば公益通報することは義務ですが、それを行わず、はぐらかしの返答を繰り返し、厚生労働省の管轄の施設である、健康センターには関係のない大量の心理士がなぜ出入りをしているのか、また犯罪行為をする堺市こころの健康センターについては注意喚起を公報に載せ同センターには行かない様に市民に伝え、また同センターの職員に南支所の犯罪目的に部屋を出入りしない事を南区健康センター長に伝

えたのですが、メールにて返答が来て他の市の施設に関わる事は関与できないとの事でした。そもそもB職員の行いにより自立支援医療が受けられる段階で福祉保証に支障をきたし右往左往して、挙句に南区健康センターに援助を要請して、その時の保健士U職員が素晴らしい人間性と才覚と経験知識で見事な説明と導きにより助け出され、またクリニックのパート受付の事務の方が書類も用意しており、人道的で説明も丁寧で知識もありました。U職員から南区健康センターにもこちらの専門家がおり相談できますと言われ、その時に精神保健福祉士のK職員さんにこれまでの経緯を説明しました。K職員は以前センターに居た事があり、その時にK職員が答えた事をハッキリと覚えております。誰ですか。B職員です。驚いたように「Bさん」と答えておりました。B職員について知っている様でした。それからいろんな所に相談したところ、私達家族がただの実態調査の為に10年近く扱われていた事がわかりました。受けれるべき福祉社会保障を受けられず、孤立と貧困に導かれただけで、自由所有安全の自然権と生存権を侵害され、現在、このような医師と心理士が共謀し共依存関係で一部の職員が公権力と税金を利用し虐待行為による人体実験は大罪と言わざるえません。B職員に自立支援医療に受けられるようになりましたと伝えたと、ただマニュアルの通り、良かったですねと言われました。病人に良かったですねは常識から考えてないです。また生活困窮状態にある方や生活保護者はすぐにでも自立支援医療が受けられ無料で診療や治療を受けられる事などを精神保険福祉士の堺市こころの健康センターのJ職員からご教示をいただき、同センターに違法行為について語った所、J職員は書類について扱う審査調整係で、後にその係の人格者の係長にもセンターの違法行為について語り、ご助言をいただいたのですが、相談係については業務が違うのでわからないと返答がありました。審査調整係長を通して、日本では心理士が行う調査において対象者に福祉と尊厳を守る法律がどうなっているかと尋ねたところ、当時の係長のF職員が返答してきて、係からの返答しか出来ないと言われ、F職員は精神保健福祉士でなぜこの人物が返答して来るのか、B職員が私が質問している事をわかっていて、またB職員が違法行為について自身の名前が出る事を避ける為の口実でまた、B職員の論文の部分をファックスにて送って欲しいとお願いしたのですが、受け入れられませんでした。

障害者差別解消法違反障害者虐待防止法違反個人情報保護法違反医療情報保護法違反医師法違反精神保健福祉法違反偽証罪横領罪地方公務員法違反侮辱罪国際人権法違反自然権および生存権の侵害による憲法違反住居侵入罪市の条例違反公務権の乱用脅迫罪コンプライアンス違反ガバナンス違反。

組織犯罪処罰法を適用すべき重大犯罪行為であります。

私の父が今年の2月に逝去しました。父が受けたこの被害は私も含めて筆舌に尽くし難いものがあり、私自身が精神科医師と心理士による福祉と尊厳を無視した調査実験により一生癒えないところの傷と障害を負わされております。

Cセンター長前センター長H職員A医長前主幹元係長保健士D職員（精神保健課）元係長心理士E

職員（こども青年局）精神保健福祉士F職員精神保健福祉士I次長そして転属した障害者更生相談所のただの違法行為を罪悪感もなく行う課報員の心理士のB職員心理士G職員が主な首謀者です。

大量の証拠メールを提出できます。私が告発することは市民として義務であり外部通報は公益通報であり公益通報者保護法により保護をお願いします。

私はこの事により家族と私が負わされた困難と苦しみに見合う罰を受けるべきであり、人格異常者が今更生もせず、罪の意識もなく、罪で得た報酬で社会に存在することを放置する事はこの国に危機をもたらす事であり、奈良県医科大学精神医療講座関係研究医から市民を守るために絶縁と、また違法行為のかかったすべての市税の返還と違法行為に関わった職員の刑事告発と私と家族も含め被害者の市民の方々への謝罪と賠償をするために、独立した第三者委員会の設置を要求します。

被害者に対する贖罪を堺市は永久に続けなくてはなりません。

私が彼らから負わされた障害と屈辱は人類に対する挑戦であり、これを許すことは未来へこのような事を絶対に起こしてはならない事への警鐘となるからです。

私が知った事を彼らが知らないはずはありません、悪意の根本です。日本国は法治国家であり放置はできません。人だけが心と言葉を持っています。だから尊厳があるのです。

そもそも何の為の調査でしょうか。心理士が知識を悪用して呪縛を行い、私は心理士が行う箱庭実験の駒にすぎなかった。そこに彼らの悪意があります。

受理年月日 令和6年10月21日

日常生活用具給付等事業について

陳 情 者 大阪市中央区

公益社団法人日本オストミー協会 大阪府支部

高 橋 圭 一

人工肛門・人工膀胱（以下、ストーマ）造設者（以下、オストメイト）の
「日常生活用具給付等事業」の排泄管理支援用具について、給付基準額を
見直していただきたい。

陳情の内容

我々オストメイトは排泄機能に障害があるものとして、ストーマ装具の使用が毎日の生活に必須であり、排泄管理支援用具に関する給付支援はなくてはならないものである。しかし、このストーマ装具が約20年の間に40%も値上がりしているにもかかわらず、給付基準額は30年間見直しが行われていません。そのため自己負担は年々増加しており、金銭的理由で本来必要なものを買ひ控えるオストメイトも出てきています。十分なストーマ用品を得られないことにより排泄物の漏れや皮膚障害を引き起こす事例もあり、オストメイトの生活環境を整えるための給付基準額の見直しが必要と考えます。

<陳情事項>

ストーマ装具の給付基準額の増額を以下の通り希望します。

現行 消化器系ストーマ装具8,858円⇒希望金額13,000円

尿路系ストーマ装具11,639円⇒希望金額15,000円

受理年月日 令和6年11月5日

子どもの権利条例について

陳 情 者 大阪府守口市
子どもの権利条例の制定を求める会
代表者 西 島 大 輔

子どもの権利条例の制定を求める陳情書

陳情の内容

9/20の令和6年健康福祉委員会でのご回答、有り難うございました。

堺市においても子どもの権利条約、子ども基本法に則り、「すべての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を掲げて施策を推進していると答弁がありました。

委員から発言がありましたように、小学校の統廃合・再編の重大な問題に対して教育委員会が最大の受益者、当事者は子どもだと認めているにもかかわらず、子どもの意見聴取は統廃合を決めた後に行うことを検討するというような発言があり、子どもの意見表明権が守られていないのではないのでしょうか？

おとなは、子どもを尊重しているつもりでも、子どもはあまり尊重されていないと感じている思います。実際に子どもが直接にかかわる、教育や福祉の現場において、子ども自身の意見や意思がきちんと問われ、尊重されることは少なく、子どもは「おとなが決めたことに従っていればいい」とされていることが多いのでは無いのでしょうか？

日本国内の子どもへの人権意識の「常識」が決して「当たり前」のものではないことを示しているものだと思います。

子ども企画課長の答弁に繰り返し、「庁内での意識醸成を図り、取り組みを進めていく」「施策を推進している」とありました。

意識醸成やスローガンだけでは、イジメや不登校の問題、子どもの人権、権利は守ることは出来ないのではないのでしょうか？施策を推進するだけでは実現が困難なものであると思います。

その中で「様々な手法を取り入れながら」との企画課長からの発言があり、堺市子ども子育て総合プランの基本理念でもある「すべての子どもの人権が尊重されるまちの実現」を実現する為に様々な手段や可能性を排除しないと受け取りました。

改めて、堺市において実効性のある子どもの権利条例の制定を検討していただくことを求めます。

<陳情事項>

1. 「すべての子どもの人権が尊重されるまち」を実現する為に、子どもの権利条例の制定を求めます。
2. 子どもに最も近い自治体の責任において、有効かつ実効性のある、公的な第三者機関、子どもの権利擁護機関の設置を求めます。

受理年月日 令和6年11月8日

障害者施策の充実について

陳 情 者 堺市南区
北 道 米 雄

介護保険法だけです。

陳情の内容

介護保険法。介護優先。福祉用具。

電動車椅子。ペルモビール日本支社。F3コルプス。4機能。

「ティルト。リクラ、フット・エレベーション。座面昇降」。1ヶ月 8,000円です。

令和2年から「テクノエイド協会」

『介護優先だけ』です。

※障害法等々は全て違法です。ドロボーだ！！

(1) 障害者補装具費は違法。汚職。

受理年月日 令和6年11月11日

新型コロナウイルスワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿 釜 美千代

新型コロナワクチン副反応被害者への支援、救済について

陳情の内容

令和3年2月から新型コロナワクチン接種が始まり、3年9ヶ月が経ち、ワクチン副反応被害の報告は更に増え続けています。

〈全国〉

新型コロナワクチン接種副反応疑い報告 (R6、8/4現在)

副反応報告者数 37,555人

死亡者数 2,261人

重篤者数 9,325人

新型コロナワクチン接種予防接種健康被害救済制度

(累積件数)

進達受理件数 12,278件数

認定 8,328件、否認 2,531件、保留 14件、未審議 1,405件

(死亡件数)

進達受理件数 1,549件

認定 881件、否認 430件、保留 3件、未審議 235件

〈堺市〉

新型コロナワクチン接種副反応疑い報告 (R6、8/20現在)

副反応報告者数 170件

死亡者件数 7件（6人）

重篤者数 31件

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度

申請件数 56件

認定 29件、否認 8件、未審議 19件

令和6年10月31日発表の疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会の審議結果において、11歳男児の死亡が認定されました。

新型コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度における死亡認定 881件のうち、10代以下の死亡認定 8件、20代の死亡認定 28件となっています。

また救済制度 死亡認定 881件のうち、「突然死」による死亡認定は200件以上あります。

この堺市において死亡認定された方も「突然死」です。

昨日まで普通に生活していた方が突然亡くなってしまう、このワクチンの安全性は一体どうなっているのでしょうか？

堺市においてワクチンを接種した市民は約65万人です。接種された方の健康状態は大丈夫なのでしょうか？

副反応疑い報告が提出されている方で、健康被害救済制度を申請されているのはわずか3件のみです。

救済制度のことを知らない方がたくさんおられるのではないかと思います。

市は、ホームページの他、接種協力医療機関においてチラシを配布して頂くことにより、周知を図っている、と6月議会の陳情に対し回答していたが、救済制度のことを分かりやすく書いたチラシを配り始めたのは去年R5年11月であり、副反応疑い報告に上がっている人 全てがR5,6月以前に接種し被害にあわれた方ばかりであるし、副反応疑い報告が上がっていない人もたくさんおられる。

健康被害を受けてからワクチン接種をしていない方には、救済制度のことを書いたチラシは届いていないと考えられる。

また、救済制度を申請する上で必要な書類を集めるのが、身体的な理由、費用面での理由により困難な方もおられると思われる。

領収書を捨ててしまった、もしくは紛失してしまって、申請を断念してる方もおられます。

たくさんの領収書をコピーして準備するのが体調が悪くて困難な方もいてると思われます。

<陳情事項>

1. ワクチン接種した堺市民65万人の健康被害実態調査を行ってください。
2. 新型コロナワクチン副反応相談窓口の連絡先、健康被害救済制度の説明などのご案内をワクチン接種した市民に送ってください。

ホームページに掲載しているだけでは広く市民に周知することはできません。

ご案内の送付とともに広報にも掲載してください。

3. 救済制度申請のハードルを下げるために
 - (1) 申請に必要なカルテなど書類を準備するための文書費用の支援を行ってください。

名古屋市をはじめ、泉大津市、関市、各務原市など文書費用の支援を行っている自治体があります。ワクチン副反応被害により、職を失ったり、治療費がかかり生活が困窮している方にとって、文書費用を捻出するのはとても大変です。支援を行っている自治体のように堺市も文書費用の支援を行ってください。
 - (2) 医療機関にかかった際の領収書を紛失された方や、体調不良により領収書をコピーして準備するのが困難な方もおられます。

領収書を紛失 又は コピーするなどの準備が困難な方でも申請ができるよう、医療機関と連携し、申請がスムーズに進むようサポート体制を整えてください。

4. 救済制度の申請書類にカルテや受診証明書が必要ですが、医療機関によっては、カルテや受診証明書を発行してくれない所があると聞いております。

神戸市では、医療機関に協力依頼の通達書を出しているとの事です。

本市においても医療機関に協力依頼をしてください。

また、集団接種会場でワクチンを接種された方やかかりつけ医を持たない方が安心してかかる医療体制を整えてください。

5. 副反応により、健康被害にあわれた方へ治療費の支援を行ってください。

名古屋市、泉大津市のように医療費の3/4を支援する自治体や、お見舞い金という形で支援している自治体もあります。堺市も治療費の支援を行ってください。

6. 6月議会の陳情に対する回答の中で「これまでも本市としては新型コロナワクチン接種は強制ではなく、接種を受ける方には、ワクチン接種の効果と副反応のリスクについてご理解いただいたうえで、自らの判断で接種を受けていただけるよう周知を行ってきました。

今年10月からの実施予定の定期接種においてもワクチンのリスク、デメリット情報を分かりやすくお伝えし、接種を希望される方が正確な情報を知り、安心して接種を受けていただけるよう適切な情報提供に努めます」

と書いてありましたが、市が副反応疑い報告件数などのデメリット情報をホームページに

掲載したのは去年令和5年の8月であり、6回目の接種がすでに終わっている時期で、健康被害救済制度に関しては去年12月の掲載です。

これはあまりにも遅すぎる情報提供であり、副反応のリスクを理解した上で接種いただけるよう周知をしてきたとは到底思えません。

しかも「安心して接種を受けていただけるよう適切な情報提供に努めます」というのは、ワクチンを接種することを前提とした情報提供でしかなく、それで市民に対し、デメリットやリスクを伝える公平な情報提供が本当にできるのでしょうか？

私たちは、令和3年からワクチン被害の危険性を訴えてまいりましたが全く聞き入れていただけませんでした。

議員の方々にご協力をいただき、やっと副反応疑い報告などのデメリット情報がホームページに掲載されたのが去年8月...

堺市のワクチン副反応被害にあわれた方は、「ワクチンのリスク、デメリット情報を知っていればワクチン接種はしなかった」とおっしゃられていました。

ワクチンを打つ打たないの選択をするのは市民一人一人です。選択するために必要な情報、特にデメリットやリスクの情報はしっかりと市民に情報提供してください。

デメリット、リスクこそが接種するかどうかを判断する上で、とても大切な情報です。

判断をするための情報をしっかりと揃え市民に伝えるのは、ワクチン接種実施主体である市の役目ではないでしょうか。

どうか今ここで市民に寄り添い、健康被害にあわれた市民への支援、救済をお願いいたします。

受理年月日 令和6年11月12日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市堺区

堺社会保障推進協議会

会長 今 田 光 俊 他 2,700 名

陳情の内容

昨年5月に新型コロナウイルス感染症も5類へと引き下がりましたが、コロナ禍を通じて市民の生活は一変してきました。生活の基盤が崩れ収入が減り、追い打ちをかけるように国民健康保険料、介護保険料、光熱費や食料等生活に関わる物価高騰で私たちの暮らしは大変な状況です。自治体の最大の使命は、住民のいのちと暮らし、そして営業を守るために働くことです。私たちは堺市が自治のまち、そして政令都市としての権限や財源を十分に活かして、社会保障を充実して頂くよう、以下の事項の実現を求めます。

尚、この陳情内容の内、6項目にまとめた要望署名には市民から2,700筆の賛同署名が寄せられており、これを添えて陳情します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 医療・国民健康保険に関して

- (1) 国保の統一化（自治体が実施してきた法定外繰り入れや条例減免の制度の統一）と高すぎる統一国保料を廃止してください。
- (2) 均等割りの廃止などで、他の健康保険料並みに引き下げて下さい。（特に子育て世帯への負担軽減）
- (3) 基金の繰入などで全国政令市の中でも高い堺市の国保料を引き下げて下さい。
- (4) 滞納世帯に対する徴収強化に反対し、安易な資格証明書や短期保険証の発行は許さず、特に特別事情時のすみやかな短期保険証発行して下さい。
- (5) マイナ保険証利用登録しない方へも引き続き現状制度で紙の保険証を発行して下さい。
- (6) 国保滞納世帯への機械的な「財産」差押えはやめて下さい。そして個人情報保護法の観点から督促状送付者の掲示を止めて下さい。

- (7) 国保44条（医療費一部負担金の減免制度）を市民に分かりやすくそして誰もがより利用しやすい制度になるよう改善させて下さい。そしてしおりを必ず目の届く所に配置して下さい。
- (8) 個人情報監視されるマイナンバーカード制度の利用することを強制しないで下さい。
- (9) コロナ関連の減免の拡充と手続きを簡素化させて下さい。
- (10) 無料低額診療制度をもっと知らせ、堺市独自で院外薬局でも利用出来るようにして下さい。

2. 介護保険、高齢者施策に関して

- (1) 2024年の介護保険改定に向けて、要介護1・2外し、更なる保険料の値上げはやめて下さい。
- (2) 保険料の減免制度の更なる拡充と利用料の減免制度をつくって下さい。
- (3) 介護事業は、専門職によるサービスを継続し、介護サービスの質を下げないで下さい。
- (4) 高齢社会の中で、加齢性難聴は本人が気づきにくいいため聴力検査・検診の実施及び補聴器購入の助成をして下さい。
- (5) 介護保険申請から認定結果までの基準日数は30日以内ですが、去年は各区とも40日前後かかっていました。基準以内の日程に戻すこと、そしてさらに申請から認定まで1日でも早く出来るよう早急に対応して下さい。
- (6) おむつ代の上限を9,000円に戻して下さい。また、介護認定結果が遅いのにより要介護4、5の人はおむつ申請が結果が出てからでないとできない。介護認定申請時にさかのぼって堺市として給付して下さい。
- (7) 介護保険に対する不服審査の受付や意見陳述は、大阪市でなく堺市で実施して下さい。

3. 子どもの医療費助成制度は、一部負担金をなくして下さい。

4. 障がい者施策に関して

- (1) 65歳の壁問題に対して行政（担当者）がきちんと制度を知り対応して下さい。
- (2) 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障害に応じた多様な「暮らしの場」を確保して下さい。
- (3) 堺市はこれまでの教訓を活かし、新たな感染症対策に対して、事業継続のために国の制度を続けるようにして下さい。
- (4) 政令市の中でも少ないと言われている入所施設の増設を求めます。そして安心して暮らせる多様な生活の場を整備して下さい。
- (5) 障害者施設の授産製品の販売やバザーが縮小し、利用者の工賃が激減しています。製品の販路や優先調達などの支援策を講じて下さい。

5. 健診に関して

- (1) がん検診の無償化は、年齢制限（偶数年度など）や期限をつけずに拡充して下さい。がん検診には奇数年偶数年と分けて受けるの也有ります。受けやすい環境としてこのような制限はなくして下さい。
- (2) 特定健診の内容を心電図やフレイル検査・聴覚検査などを増やして改善・拡充して下さい。以前のすこやか健診時の様に40歳以上で堺市在住であればスムーズに検診受診ができるように受診券発行制度をやめ、その分検査内容を拡大して下さい。
- (3) 移動健診の実施など、もっとかかりやすいシステムを作して下さい。
- (4) 「帯状疱疹（ワクチン）」費用及び、保険を使つての医療費もとても大きな負担です。また、引き続きコロナの感染者も出ている中、ワクチンの助成がなくなるのはかなりの費用負担です。堺市独自の助成化を作して下さい。

6. 生活保護に関して

- (1) 生活保護を申請した時は、すみやかに受理し、申請権を保障して下さい。
- (2) 扶養照会は申請者の意向を尊重した扱いに改善して下さい。
- (3) 新型コロナ感染拡大の下で、厚労省から出された通知にもとづき車の保有や就労支援の在り方などは、柔軟に対応して下さい。
- (4) 引き続き正規職員（ケースワーカー）を基準どおりに増員し、利用者に寄り添った援助をして下さい。
- (5) 総合的な相談窓口（全ての区役所に）を設置して下さい。
- (6) エアコン設置の対象が新規・転居者なので対象枠を広げて欲しい。また物価高騰に対して冬期及び夏季加算の検討して下さい。
- (7) 家賃の上限（38,000円）を広げて下さい。

7. 子育て支援に関して

- (1) 保育所の配置基準の見直しや補助金の増額で安全で安心な豊かな保育が出来るようにして下さい。
- (2) 子どもの貧困対策は担当課を設置し、学習支援や子ども食堂への援助、学校健診での受診勧奨後受診状況の把握などの実態把握をした上で、子育て応援の制度を充実して下さい。
- (3) 保育所の「待機児ゼロ」の表現を変更し、実情を発信して下さい。
- (4) 保育士の処遇を抜本的に改善するとともに、早期に待機児童を解消して下さい。
- (5) 保育料の給食費に滞納があった場合、児童手当から徴収しないで下さい。
- (6) すべての小学校区へ子ども食堂が出来、その支援も最初だけではなく継続的な支援制度にして下さい。

産業環境委員会審査分

8. 65歳以上の高齢者のゴミ個別収集は、ホームヘルパー利用者という条件をはずして対象枠を広げて下さい。ゴミ出しのできない中高層住宅などには個別に収集して下さい。また、希望者には見守り等の対応をして下さい。

文教委員会審査分

9. 就学援助制度は、認定基準を引き上げて下さい。
10. 中学校給食は全員喫食の完全給食で、事業計画に基づき早急に実施して下さい。
11. 小学校と中学校の給食費の無償化を恒常的にして下さい。
12. 市が責任を持って学童保育を運営して下さい。また増設もして下さい。
13. のびのびルームは民間企業への委託をやめ、指導員の処遇を改善し早期に専用教室を確保して下さい。

受理年月日 令和6年11月12日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市東区

動物愛護団体いちよう

山 崎 知 子

陳情の内容

猫（動物）の保護施設を含む多目的施設を要望します。

前回、善処対応します、とのご回答を頂きましたが、私どもには現状説明である回答で現状が変わると思えませんので、再度、陳情致します。

議員の方々や堺市役所の方々が考えている以上に、動物の問題は深刻です。これ以上の解決をもたらす為には、是非、行政の力が必要です。ご検討のほど、宜しくお願い致します。

以下の施設を要望致します。

<陳情事項>

健康福祉委員会審査分

1. 動物シェルターの設置

陳情第57号の回答にありましたが、堺市では地域猫活動を推奨しているとの事ですが、推奨して頂いているのなら、公共施設や私有地、民間施設の地域猫活動に対する理解がもう少し深まりそうですが、現状、施設によっては、禁止行為ばかりを繰り返し、その為地域猫活動が適切に進まず、かえって猫が増えていくというのが現状です。公共施設や私有地、民間施設の判断にまかせず、TNR活動ではなく地域猫活動が確実に進み、猫が減っていくよう現場での猫の生育状況を正しく判断していく為にもシェルターを作り、現場での猫の匹数を減らしていくのは必要と思われます。

又、猫や犬という動物は非常に人に近く、その為、人間からの虐待に遭いやすいといえます。他の動物でも人に懐いたりする事はあるようですが、これは稀なケースで餌付けるとい事は非常に難しいです。この事からも犬と猫は野生とは呼べず、人間でその匹数を管理すべきです。

最後に動物指導センターの建て替えを検討しているとの事ですが、大規模災害の折、被災

動物の収容場所や必要物資の備蓄の充実を図るとは、どの程度の規模でお考えでしょうか。動物指導センターでは現在30匹前後の猫などを収容していると聞いておりますが、現在の動物を飼育している堺市民の人口から考えるととても充足しているとは思えません。又、この状態で今後堺市の動物とともに暮らしている人々や逆に動物を嫌う人々が気持ちよく暮らせる事になると思えません。又、動物指導センターの建て替えとは今の場所で、ということでしょうか。あの場所でいくならば、例えば和泉市に近い南区などで高齢者が動物とともに被災した場合、動物指導センターまで訪れるというのは幾日もかかってしまい、その間どう過ごせばいいのでしょうか。被災救助場所の一つ設けておけばよいというものではありません。又、動物と共に身を寄せる救護施設はどうお考えなのでしょうか。動物を連れての避難は動物嫌いの人々から嫌われ、避難場所に入って身を休めるという事が非常に困難を聞いています。この点についても是非、ご検討をお願い致します。

2. 動物専用の斎場の設置

これは、家で飼っているペットの話ではありません。外で面倒をみている、もしくは野生の動物の死体が発見された場合、現状では、ゴミとともに埋め立てられると聞いていますので、その改善を求めています。動物は動物だけでお焼き上げをし、決められた場所に埋葬して欲しいと望みます。

動物指導センター内の慰霊碑ですが、職員さん達が毎日、献花して下さればそれで十分だと思います。

3. 堺市内の野猫の避妊去勢費用の負担

地域猫活動支援事業を実施しているとの事ですが、これが非常に使いにくいです。まず地域の理解を得る事となっておりますが、猫嫌いの人は絶対に納得する事はなく、説明すら聞いて貰えないという状況が続きます。3人以上で活動とありますが、殆どの場合、1人で活動する為、申請が出来ません。又、ざっくり地域猫活動といいましても、保護団体におきましても、その活動の内容がまちまちで、猫に餌付ける団体からTNRだけしますという団体、仔猫の里親募集だけしたい団体、大人猫も保護する団体、全てに携わろうとする団体など非常にその考え方が多種に渡ります。ですので、動物指導センターに相談しても、解決策が見当たらないことも多いと思われます。

これらをクリアにして頂けるような事業に変更して頂けることを心より望みます。

最後に犬・猫以外の野生動物についてですが、先の1.でも説明しましたが、犬や猫ではありませんので餌付けは非常に難しいと思います。動物のシェルターを作って頂けたならこの時、猫を捕獲する際、これら野生動物も捕獲される事があったならこれ以上増えないように避妊去勢し、リリースした方がよいと考えます。東区役所では、農家を営む人々がアライグマなど捕獲した場合、東区役所に持ち込めばお金が貰えると聞いています。その後、その

アライグマはどうなっているのでしょうか。自然のままに見守り共生しているとは思えません。更に、私は夜、猫たちにご飯をあげに行く際、毎日ではありませんが、アライグマやタヌキ、ハクビシンなどを見かける事が増えました。猫とは違い、顔で判別する事が出来ず、同じ個体なのか別の個体なのか分かりませんが、確実に増えていると感じます。共生の観点からは適切でなくとも、たくさん増え人間の生活に何らかの影響が出る前に、早めに対策を講じた方がいいかと思います。ご検討、宜しくお願い致します。

4. ペット可の老人ホームの設置

ペットと共に暮らせる施設を要望しております。ペット可、と書いたので分かりにくかったかと思いますが、安価に入居出来る施設や動物嫌いの人と共に暮らす施設を要望している訳ではなく、現状、ペット不可の施設が大多数なので、ペットと共に暮らせる施設を要望しています。動物好きの方は今まで一緒に暮らしてきたペットと共に最後まで暮らせるのであれば、特に動物嫌いの人との施設入居は希望されないと思います。

5. 老人ホームの福祉向上のためのイベントルームの設置

老人ホームでの生活は非常に隔絶されており、決まった人との関わりしかないので、入居者たちは非常に退屈しています。イベントルームの設置が適切ではないなら、早急に入居者が入居しても退屈しなくても済むよう、配慮して頂きたいと思います。イベントルームにわざわざペットを連れていく必要もないと思いますが、4. でも説明しましたように、現状の施設でどこかをペット可にして欲しいとの希望ではなく、新たにペットと共に暮らせる施設を建設して頂けるよう要望しております。

災害時の施設での避難については、自分で動く事が出来ない人たちも多く、エレベーターが停まれば階上の人避難が困難です。早急に対応を求めます。

6. 介護士の負担軽減のために堺市のボランティア団体との連携強化やのびのびルームの設置

介護の仕事は非常に大変で、その労働に対して給与が非常に低く、又、人間関係等も複雑で、技量を伸ばしていきたくても周りに阻まれてしまう事も多く、賃金も低い・人間関係もその技量により非常に不公平感がある、などからも、仕事の内容自体は嫌ではなくとも介護士の仕事を断念してしまう人が後を絶ちません。

特に仕事をこなす時にはスピードが要求され、その為、仕事が雑になり、そのしわ寄せは入居者様にやってきます。

又、施設の運営には、早出・日勤・遅出・夜勤といった役割分担が必要で、しかし、どうしても、夜勤・早出・遅出を希望する職員が少なく、その為、職員間同士で誰が負担するのかといった事でもめる事も多く、そのもめ事により、退職していかざるを得なくなる職員も後を絶ちません。

入居者様に質の高い介護を提供する為に、是非、ボランティア団体の力を借り、介護士の

負担を軽減していけるよう、又、のびのびルームを設置する事で、子育て世代の職員が時間を気にせず介護に従事出来るよう、検討して頂きたいと思います。

建設委員会審査分

7. ペット可の車いすでの生活可能な府営・市営のマンションの設置

これまでも施設の事で述べてきましたが、動物好きの人たちは、あえて動物嫌いの人と同じ住居内で暮らしたいとは思わないと思います。特に年々年老いてきますと、外出する事も減り、考え方の違いから周りの近所の方との付き合いもほどほどとなり、家でのんびりする事が増えます。その時、動物好きの人は自分の生活にペットがいる事で日々の生活が支えられます。動物の保護施設があり、自分が飼い切れなくなったペットがその後、大事にして貰える施設があると分かれば安心してペットと暮らせます。

動物嫌いの人には、今までもペット不可の住居がたくさんありますので、これからは動物好きの人の為に、ペット飼育専用の住宅を建てて頂きたいです。動物嫌いの人と動物好きの人は色々な交流の場がありますので、一緒に住居では暮らさなくてもよいと思います。

受理年月日 令和6年11月8日

公共交通等について

陳 情 者 堺市堺区

堺市のバス・公共交通問題を考える会

事務局長 松 永 健 治

陳情の内容

堺市及び市議会におかれては、2004年4月からおでかけ応援制度を導入後、着実に制度を拡充され今日に至っているように、高齢者及び住民の足の確保にご尽力されてきたことに、改めて敬意を表します。

さて、誰もが自由・快適で、安全・安価に“移動”できるかどうかは、市民の生活にとって不可欠であるだけでなく、地域社会・まちづくりの土台です。そこで、市民参加で、公共交通及び自転車等で移動しやすく、快適に歩けるまちづくりをすすめるため、以下の通り要望します。

<陳情事項>

産業環境委員会審査分

1. バス労働者はじめ公共交通に係る労働者の処遇を改善して下さい。

建設委員会審査分

2. 市民参加で「公共交通基本条例（案）」の制定をすすめ、「生活交通は、生活に不可欠」「全ての市民の移動を保障する」を明確にして、まちづくりをすすめて下さい。
3. マイカー依存から脱却し、バス・公共交通を軸にしたまちづくりをすすめて下さい。
4. 路線バスを市内の公共交通の軸に位置付けて拡充して下さい。
5. 社会的効果の大きい「おでかけ応援制度」を、高齢者だけではなく障がい者や子ども、生活困窮者に適用拡大して下さい。乗り合いタクシーを拡充して下さい。また、デマンド交通については、住民合意を前提に路線バスやタクシー事業者との調整の上、慎重に具体化して下さい。
6. 市民からの要望もない「SMIプロジェクト（都心ライン）」については、直ちに中止し、市民によく利用されているシャトルバスを、事業者と市民参加で一層の利便性向上に努めて下さ

い。

7. 「美原ライン」については、早急に実施して下さい。また、美原区役所止まりの運行計画は、区役所以遠（さつき野 平尾 青南台）地域に延伸して下さい。
8. 各地域から出されているバス路線の拡充などを求める要望については、バス事業者任せにせず、必要な財政支援を行い、市民参加で実施して下さい。また、バス停の安全対策や快適性確保も同様にすすめて下さい。
9. バスの乗り換え利便のため、駅や乗り換え停留所での乗り換え割引の導入への支援をして下さい。
10. 通勤通学の利便やまちづくりを考え、JR津久野駅に快速が停車するよう、JR西と交渉して下さい。
11. 住民の共有財産である阪堺線を守り、まちづくりに活かして下さい。
12. 泉北高速鉄道の「高い通学定期代」については、堺市の「通学定期代補助」を復活させ、未来を担う学生を支援して下さい。
13. バスや鉄道は、「公共交通」とされながらも、現在日本では、公的責任が曖昧にされたまま、民間事業者による独立採算制で行われていること自体に根本的な問題があります。まず、国民の「移動」を保障する法制度を国が整えること。それに伴う公的責任（財源はじめ）、特に国の責任・役割を明確にすることを市として政府に求めて下さい。
14. 自転車等の走行環境を安全・快適に走行できるよう整備して下さい。また、安全安心、快適な歩道・歩行空間の整備や横断歩道の安全対策をして下さい。特に、通学路（小中高）の安全確保は喫緊の課題です。危険な通学路の状況を調査・公表し、学校や地元自治会・警察とも協議して横断歩道の改善、歩道の整備・拡幅、道路標識の改善、一方通行化、信号機の設置など、出来るところから危険を取り除いて下さい。
15. シェアサイクルについては、ポートの設置場所を拡充するとともに、安価にすること。また、半日券や一日券など柔軟な使用体系をつくり、日常的にも観光にも便利で使いやすい制度にして下さい。なお、借りようとしたら自転車が故障したままになっているなど、管理を適切にして下さい。

受理年月日 令和6年11月8日

公共交通について

陳 情 者 堺市美原区

住みよい堺市をつくる会 美原区地域連絡会

事務局長 松 本 修 他 725 名

美原区内の公共交通について

下記事項の早急な実現を求める

美原区住民及び利用希望者 725 人の署名を添え陳情します。

陳情の内容

美原区内で人口の多いさつき野、平尾、青南台への延伸によりバス乗降客は確実に増えます。区役所以遠は各停留所停車として下さい。特に青南台地区は路線バスの運行もなく移動手段が困難な地域で対策が必要です。

堺市の309号線東部、及び青南台地区は坂道も多く、日常的に買い物・通院などで不便を強いられる生活をしています。周辺の大阪狭山市、富田林市、松原市などではコミュニティバスが運行しています。住民アンケートでは「公共交通をより使いやすく充実して欲しい」が住民希望のトップとなっています。陳情項目の実現を求めます。

<陳情事項>

1. SMIプロジェクト美原ラインを試行ではなく通年実施して下さい。また、美原区役所ロータリー以遠（さつき野、平尾、青南台）への延伸を求めます。
2. かつての美原町のように巡回バスを運行してください。

受理年月日 令和 6 年 11 月 6 日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会宮山台中学校区連絡会

代表 青野 敬次 他 510 筆

陳情の内容

堺市におかれましては、高齢者をはじめ市民の健康と暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。私たちが、2018年6月議会に提出しました要求項目に対して事業者の南海バスは、「新規路線の開設は事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究・分析が必要となり、慎重に判断が必要であり即時の開設は致しかねますが、お寄せいただいた要望は今後の事業計画作成時の参考とさせていただきます」との回答。堺市は「今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組めます」との回答でした。

この6年間、私たちは市民に堺市、南海バスの回答を伝え要求運動を続けてきました。市民からは「この要求署名待っていたんや」「通勤通学など便利になる」「西区の人を泉ヶ丘に呼び込める」「地域の活性化につながる」また、JR利用者からも「早く実現して欲しい」など実現が待たれています。一方、泉ヶ丘周辺の街づくりの進捗状況では近畿大学病院が2025年11月に移転することが発表されています。人の移動が大きく変わると思います。

また、市民の高齢化も進み運転免許証の返納者が増えています。地域で健康に生きていくためには外出し、人との交流を深めていくことが大切です。日々の移動はバスしかありません。6年間に市民から寄せられた署名は4000筆を越えています。住みよい堺市をつくる会が行った市民アンケートで、堺市に力を入れてほしいこととして福祉の充実、教育の充実に次いで、公共交通の充実（電車・バス）を求める声が多く寄せられています。

市民の移動が保障される移動権、生活権は「生きていく上で最も生活実態に密着した重要な権利」です。堺市は住民の暮らしを守る視点から考え私たちの要望の後押しをして下さい。

私たちは、議会ごとに堺市への陳情、意見陳述を行ってきました。建設委員会では「バス路線新設の要望は強いものがあり鳳駅前バスターミナル整備も進み現路線の利便性が変わってくる。事業者の考えもありますが、行政の役割は、不採算であっても住民の移動する権利を保障していく立場で対応することが大事だ」「行政が利用者の声を聴いて企業ベースでなく行政の関与が重要だ。堺

市は企業努力を引き出し、行政も支援し市民が暮らしやすくしていくこと」との意見が出されました。

堺市は私たちの要望をぜひとも実現するために南海バスに働きかけてください。

全国に誇れる堺市の「おでかけ応援バス制度は市民の宝」です。利用対象者を拡充して下さい。

私たちが要望する項目を一日も早く実現のためご尽力いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 泉ヶ丘からJR鳳駅へのバス路線の新設を南海バスに働きかけてください。
2. おでかけ応援バスを子ども・障害者・妊婦・生活困窮者にも適用してください。
3. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度の充実を南海バスに働きかけてください。

受理年月日 令和6年11月12日

教育環境について

陳 情 者 堺市東区

堺・こどもの健康と環境を考える会

代表 東 麻衣子

西 田 愛 子

教室内の総揮発性有機化合物（TVOC）比較調査を求める陳情書

陳情の内容

私たちは堺市小中学校に通う子どもの保護者です。過日は陳情第43号第4項にご回答いただきまして誠にありがとうございました。

陳情第43号

衣類から揮発する香料、抗菌成分、消臭成分、マイクロカプセルによる香害によって学校の空気環境が悪化し、学校で学びたくても体調を崩す児童、生徒がいます。香害によって空気環境が深刻な状態であることを認知していただくために児童、生徒が在校している状態で空気測定をしていただきたいです。

回答 学校教育部学校保健体育課

学校園における環境衛生検査の一環として、年1回、各学校で薬剤師及び検査業者による換気調査を実施しています。本調査は、学校環境衛生基準に基づいて検査項目を決定しており、換気、温度、一酸化炭素、二酸化炭素、揮発性有機化合物などが含まれます。現時点で規定されている項目以外の特定の物質については、調査が難しい状況です。

私たちの子どもは化学物質過敏症を発症しており、大手洗剤メーカーの洗剤、柔軟剤に含まれる香料、抗菌成分、消臭成分、マイクロカプセルに曝露すると以下のような症状を呈します。

- ・頭痛、めまい、吐き気、倦怠感、喘息発作、呼吸困難、微熱
- ・目の痛み、鼻炎、鼻血
- ・関節痛（足の痛みや身体の痛みでの歩行困難）
- ・皮膚疾患（蕁麻疹・発疹・皮膚炎など）
- ・思考力・集中力の低下、記憶障害、不眠

- ・イライラ、不安、多動、怒りっぽくなる

※その他多岐にわたる症状があり、個人差があります。

教室内の空気は他の人の衣類から発せられる洗剤、柔軟剤の香料、抗菌成分、消臭成分で充満しています。マイクロカプセルに包まれた香料はベタベタ人や物に付着するため、その空間にいただけで、上記の体調不良、髪の毛、体、衣類、教科書、ノート、プリント類、鞆などに香料、抗菌成分、消臭成分が付着し、子どもが学校から帰宅してもその成分で苦しみます。洗濯しても、教科書、プリント類を干してもニオイが取れません。マイクロカプセルはPM2.5と同程度のサイズで大気中に漂うため容易に肺へ取り込まれます。アメリカの研究ではマイクロプラスチックが人の脳、心臓、血液から検出されたと報告しています。また、揮発性有機化合物（VOC）は香害の原因物質を多く含んでいます。

早稲田大学 大河内博教授の研究によると柔軟剤を使って部屋干しした室内を分析したところ服や床から約42万個の微粒子が検出されたと報告しています。また、柔軟剤には約900種類の化学物質が含まれています。香りを長持ちさせようという技術が化学物質過敏症や「香害」を引き起こしていると大河内教授は語っています。（CBCテレビ「チャント！」2023年11月13日放送より）

香料から揮発する物質には毒性が強いものが多く、アセトアルデヒド、BHA、BHT、塩化メチル、オイゲノール、エタノールアミン、メタノール、合成ムスク類、エチルベンゼン、1,4-ジオキサン、酢酸ビニルなど発ガン性や生殖毒性・発達毒性のあるもの、スチレンは赤血球と肝臓への毒性、サリチル酸ベンジル、安息香酸ベンジル、ブチルフェニルメチルプロピオンなど皮膚や目に刺激のあるものがあります。精油は一般的に天然由来であってもアレルギーを引き起こすもの、子供や妊婦、病人に禁忌のものがあります。（香害図書館より）

2024年現在、香料入り洗剤、柔軟剤のニオイはさらに強まり、新型コロナウイルスの影響で抗菌成分、消臭成分が入った製品が増えています。学校内の空気環境は健康被害がでるほど悪化しています。PTAのあいさつ運動に参加した際は生徒が前を通りかかる度に香料、抗菌成分で頭痛、めまい、咳喘息、肺の痛みなどの症状で苦しみました。屋外でもこのような状況ですので、教室になれば、さらに空気環境が悪くなります。

私たち保護者としては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、合理的配慮に基づき空気環境を改善する対策を取ってほしいと切に願っています。教室内の総揮発性有機化合物（TVOC）の比較調査をお願いいたします。

<陳情事項>

1. 現時点で規定されている項目以外の特定の物質については、検査が難しい状況であることは理解しました。そこで、換気調査の検査項目にある揮発性有機化合物の総量（TVOC）について下記の比較調査をお願いします。文部科学省の「健康的な学習環境を確保するために」によ

るとTVOCの室内濃度指針値は $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ と示されています。

(1) 児童、生徒が教室にいる状態

児童、生徒が教室にいる状態での測定が難しい場合は児童、生徒が教室から退出した直後に測定、もしくは大手洗剤メーカーでの洗剤、柔軟剤で洗濯した衣類を教室に置いた状態で測定してください。まずは1カ所でも良いので測定していただきたいです。

(2) 児童、生徒が教室にいない状態

従来行われている換気調査をお願いします。

2. 揮発性有機化合物（VOC）の測定に関して質問があります。

(1) 揮発性有機化合物（VOC）の測定器はどのような機種をお使いですか。種名、型番を教えてください。

(2) 揮発性有機化合物（VOC）の測定に有する時間を教えてください。

受理年月日 令和6年11月11日

支援学校について

陳 情 者 堺市堺区

堺市立支援学校保護者有志

東 智枝美（百舌鳥支援学校 PTA 会長）

宮園分校設置と今後の堺市立支援学校について

陳情の内容

日頃より、堺市の特別支援教育及び支援学校の充実にご尽力いただき、ありがとうございます。

この夏は「在校生の希望選択制」を採用すると発表があり、とても嬉しく思うとともに多くの調整を重ねていただいたことに感謝申し上げます。ただ、これと同時に東区を校区に入れることも決まり、計画の不十分さ、その場しのぎの対応であることがよくわかり、とても残念に思います。

9月・10月に行われた保護者説明会では宮園分校の校内配置図の説明がありましたが、施設設備は支援学校というにはかなり不十分で、特に子どもたちの命にかかわるトイレや転落防止柵について、要望をしても詳細が図面で示されないなど、学校生活に不安が募ります。また先日、宮園小学校の見学会があり、支援学校側にエレベーターがない、保護者用の駐車場は緊急時にしか使えないなど、実際に見て不便だと感じることも多く、早急に対応していただきたいと思います。

宮園分校は百舌鳥支援学校の分校になることから、百舌鳥支援学校の教育内容を基礎とするのですが、宮園分校を希望する児童生徒は少ないことが予想され、百舌鳥支援学校の教育の特徴である能力別でグループ分けされた授業が行えそうになく、また行事等もどのように行うのが全く発表されていません。そんななか、意向調査が始まる予定で、判断材料が乏しいなか決めていかねばならないことに不満を覚えます。

宮園分校の開校が1年半を切ってきました。宮園小学校の関係者のみなさまも笑顔になる、そして障がいのある子どもたちも笑顔になる学校を切に望みます。そして、堺市立支援学校の素晴らしい教育が今後ますます発展するよう、以下の12点を強く要望します。

<陳情事項>

1. 今後、宮園分校への意向調査が始まり、該当校区の保護者は決めていかねばならないこと、

準備しなければならないことが多くなってきます。早急に各支援学校に「宮園分校に関する相談窓口（専任の担当者）」を置いてください。また、宮園分校の進捗状況・教育内容等の情報を保護者に定期的に伝える手段を確立し、的確に情報を伝えてください。

2. 令和6年2月に保護者に示された今後の百舌鳥・上神谷・宮園分校の生徒数の推移を見ても、令和8年4月に宮園分校が開校しても百舌鳥支援の狭隘は解消されないことがわかります。今後、宮園分校校区の児童生徒が宮園分校に転籍をしないことが百舌鳥支援学校の狭隘の原因にはならず、この狭隘の原因はこれまで堺市・教育委員会が長年、支援学校の教育環境整備を怠ってきたことが原因であることを明示してください。
3. 「在校生の希望選択制」は子どもの成長や節目で転籍が選べるように、以前、校区変更があり、百舌鳥支援学校から上神谷支援学校に転籍した時と同じように年度ごとに転籍するかしないかを決められるようにしてください。
4. 宮園分校の児童生徒数は当分、かなり少ないことが予想され、将来たとえ定員が80人になっても百舌鳥支援学校の教育の特徴である能力別でグループ分けされた授業が十分行えず、市教委が言われる「どの支援学校も均質な教育内容の提供に取り組む」ことができると思えません。そのことから、令和8年以降に宮園分校に入学する児童生徒にも「希望選択制」を採用してください。また、「就学相談及び進学相談において十分な情報提供や相談を実施します」とのこと、令和8年度に入学される方に今どれだけ情報提供されているのか教えてください。
5. 宮園分校転籍による放課後等デイサービスの利用について、調整をしていただきありがとうございます。転籍を考えるにあたり、現在利用している事業所が宮園分校に転籍しても継続して使えるか、西浦支援でも利用できるか、新たに利用できるデイはあるかなど、今年度内に表にして示してください。
6. 宮園分校開校にあたり市財政部局や文部科学省等から必要な経費を獲得し、また国立特別支援教育研究所等の事業予算を得ながら、安全・安心で円滑な学校経営ができるように市教委全体で支援をお願いします。また現在は、支援教育課が中心となって動いてくださっていると思いますが、市教委全体で「宮園分校を希望のある、子どもたちが通いたくなる学校・保護者が子どもを安心して通わすことができる学校に」と意気込みをもって事業を進め、百舌鳥・上神谷両支援学校の支援をお願いします。
7. 宮園分校に校長級の職員を配置してください。9月の文教委員会では、法律により分校には校長を配置できないと答弁がありましたが、大阪府立交野支援学校四条畷校には「准校長」が配置されています。四条畷校は今後本校化するとの方針が大阪府教育長より示されましたが、四条畷校を分校とするのであれば、宮園分校にも「准校長」が置けるのではないのでしょうか。「准校長」を配置してください。

8. 宮園分校にも本校と同様に特別支援教育コーディネーターの先生の配置をお願いします。
- コーディネーターの先生は地域支援も担当されていますが、本校の児童生徒・保護者の教育相談にもものっていただいたり、就学相談・進学相談の窓口も担っていただいています。
- コーディネーターの先生方のおかげで、保護者はいつも安心感を得ることができています。
- 宮園分校にも配置していただかないと、教育相談を行うにも本校から来ていただくことになり、迅速性を保つことができません。ぜひ、特別支援教育コーディネーターの先生の配置をお願いします。
9. 百舌鳥支援学校の老朽化対応に対するロードマップをお示してください。老朽・破損部分への一時的な対応ではなく、今後どのような取り組みを市教委として行うのか、「いつ・どこを・どのように改善するのか」を具体的に示してください。また、百舌鳥支援学校の老朽化・狭隘化対策、移転に関しての十分な予算の措置をお願いします。
10. 今後の堺市立支援学校の児童生徒数の今後10年の推計を示してください。大阪府教育庁は『大阪の支援教育（令和5年度版）』で「府立支援学校に在籍する知的障がいのある児童生徒の将来推計（R2年度）」を示しています。そこではR2～R8年度で900人増が見込まれていると記述され、この推計を元に4つの支援学校を新設する方針が出されています。永藤市長や関教育長への堺市立支援学校保護者有志による要請書に対する回答書（堺援教第389号）では「百舌鳥支援学校を含む堺市立支援学校の在り方については、児童生徒数の推移を見極めた上で検討したい」と示されています。大阪府同様に堺市立支援学校の児童生徒数の推計を示し、今後の堺市立支援学校の在り方を早急に提案してください。また、令和8年度をピークに堺市の支援学校を希望する児童生徒は減少すると聞いていますが、それは何を根拠に推計をしているのか、令和8年度以降の推移も大阪府の推計方法と同じやり方で示してください。
11. 宮園分校が希望選択制になったことはとても嬉しいですが、百舌鳥支援学校本校及び上神谷支援学校の狭隘化の解決には繋がりません。10.の陳情内容を踏まえて、堺市に本当の意味での「第3の支援学校（＝新設の支援学校本校）」を設置してください。また、新設の支援学校本校設置計画は宮園分校を選択する際の判断材料にもなることから、早急にその計画を策定してください。
12. 支援学校児童生徒数の増加の裏には、地域の小中学校の特別支援教育のあり方が非常に問われています。支援学級や通級による指導だけではなく、通常の学級においても特別支援教育を実施することはとても重要なことだと思います。市教委におかれましては、特別支援教育を啓発する取り組みや先生方への研修を重点的に行い、堺市全体の特別支援教育の専門性の向上に寄与してください。また、学校によって支援教育に格差があることが問題でもあるので、まずは各小中学校の管理職の先生方へ特別支援教育に対する意識向上を図ってください。

受理年月日 令和6年11月12日

HPV ワクチンについて

陳 情 者 堺市北区

新型コロナワクチン被害者を支援する堺市民の会

鹿釜 美千代

学校からの HPV ワクチンの推奨の中止を求める陳情

陳情の内容

HPVワクチン（別名 子宮頸がんワクチン）は、小学校6年生～高校1年生の女の子が接種対象となっています。

最近では、男の子にも接種をすすめています。

HPVワクチンは2009年から国内で使用され、2013年4月に定期接種化されましたが定期接種化された直後に、大勢の副反応被害が報告されたため、たった2ヶ月で積極勧奨は中止になりました。

副反応被害の報告がされてからも、国も製薬会社も、被害者への救済を行わなかったため、2016年、被害者約120人が国と製薬会社を提訴し、全国4ヶ所の地方裁判所で現在も裁判は続いている最中です。

そんなリスクのあるワクチンを学校からチラシを配ったり、接種を推奨するような話は、しないでください。

2016年から裁判が行われているのにもかかわらず、2022年4月に積極勧奨が再開され、現在、キャッチアップ接種キャンペーンが盛んに行われています。

堺市においても、8月議会において、キャッチアップ接種キャンペーンのことが、質疑に取り上げられ、無料でHPVワクチンの接種が受けられる、という所だけが、大きくクローズアップされており、HPVワクチンの問題点に関する情報提供が不十分だったのではないかと思いますをえません。

薬害オンブズパースン会議というNGO団体からHPVワクチンに関する要望書等がいくつも厚労省などに提出されています。

2023.11.23「HPVワクチンのキャッチアップ接種の問題点」より抜粋

- HPVワクチンは子宮頸がんそのものを予防する効果は証明されていない

少なくとも、21歳以降の初回接種の有効性は示されていない。

- HPVワクチンに深刻な副反応がある

①知覚に関する症状（頭や腰、関節などの痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏など）

②運動に関する症状（脱力、歩行困難、不随意運動など）

③自律神経などに関する症状（倦怠感、めまい、嘔気、睡眠障害、月経異常など）

④認知機能に関する症状（記憶障害、学習意欲の低下、計算障害、集中力の低下など）

など多様な症状が一人の人に重なって現われるという深刻な副反応が生じています。

- 副反応に対する治療法は確立していません。

- キャッチアップ接種でも新たな被害者が出ています。

- HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン）シルガード9

効能又は効果に関連する注意として、以下の点が記載されています。

- HPV6、11、16、18、31、33、45、52及び58型以外のHPV感染に起因する子宮頸癌又はその前駆病変等の予防効果は確立されていない。

- 接種時に感染が成立しているHPVの排除及び既に生じているHPV関連の病変の進行予防効果は期待できない。

- 本剤の接種は定期的な子宮頸癌検診の代わりになるものではない。

- 本剤の予防効果の持続期間は確立していない。

つまり、ワクチンを接種したからといって、子宮頸がんの予防にはならないと考えられます。

そもそも、ヒトパピローマウイルスに感染したとしても、90%は自然免疫で排出され、子宮頸部軽度異形成になっても3年以内に自然治癒することが分かっています。ワクチン接種をしなくても適切な治療で、子宮頸がんは予防することが可能なのです。

重篤な副反応が多数おこっていますが、副反応の治療法は確立していません。10年もの間、副反応に苦しみ続けている女性がたくさんおられます。そんなリスクのあるワクチンを、学校から子どもたち、その保護者に対して、接種を推奨するのは、果たしてどうなのでしょう？

自治体や医師会などから、接種対象者に対して、通知が送られているとのことですが、それ以上のワクチン接種の推奨は、接種圧力になってしまうのではないのでしょうか。

まして、自分の子どもの通う学校から、接種を勧める案内などがきたら、「接種をしたほうがいいのか」と慎重な判断ができなくなってしまうのではないのでしょうか。

学校から、HPVワクチンの案内を配る、話をするというのであれば、同等に、ワクチンのリスク、デメリット情報も、しっかりと公平にお伝えして下さい。

公平な情報提供ができないのであれば、学校からの推奨は止めてください。文科省が勧めるから

と、そのまま、子どもたちや保護者に推奨しないでください。

どうぞ、賢明な判断をお願い致します。

受理年月日 令和6年11月12日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺学童保育連絡協議会

会 長 田 中 剣 太

事務局長 松 谷 有 紀

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

学童保育事業は、年々ニーズが高まり、利用児童数が増加の一途を辿っています。堺市は運営主体であり、利用者と直接契約している以上、増加する利用者からの声を拾い上げ、ニーズに対応し、事業を発展させることが責務と考えます。

放課後児童クラブ運営指針（以後、運営指針）は2015年に公布されました。

運営指針には、放課後児童クラブは児童福祉法に基づいた事業であり、児童の権利に関する条約の精神および法ならびにこども基本法の理念に基づき、こどもの最善の利益を考慮するよう努めなければならない。そして、こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援を軸とした生活の中で、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならないこと。そして、こどもの育成支援だけではなく保護者と連携してその家庭の子育てを支援する役割を担う事業であることが明記されています。

また、運営指針を遵守することで放課後支援員の役割が共有化でき、すべてのクラブで運営が標準化できます。堺市の放課後児童クラブ（以後、のびのびルーム）に通う全てのこどもが平等な保育の提供を受けるためには基準となる指標が必要であり、運営指針は国から提示された指標です。

この、運営指針が改訂され、令和7年4月1日より適用されます。改定案では、こどもの権利に関する内容が充足されました。放課後児童クラブはこどもの権利について学習の機会を保障し、学習を行ったうえで育成支援を行う必要性を提示し、こどもの権利が守られる環境を作ることが求められています。また、その権利が侵害されないよう、保護者や学校関係と連携する事も示されています。国も放課後児童クラブ運営に当たり、こどもを中心として保護者、運営主体が連携して育成支

援を行うことを示しています。

堺市においても、令和2年から推進されている「子ども子育て総合プラン」が令和6年で満期となり、令和7年から「堺市こども計画」が実施されます。堺市の子育て環境の指針が転換する大事な時期です。堺市が標榜する「子育ての街さかい」を実現し、魅力ある学童保育事業を充実させ、子どもたちの放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心してこどもを預けて働くことができる都市となることを願い、以下のことを陳情します。

<陳情事項>

1. こどもたちの放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心してこどもを預けて働ける「子育ての街さかい」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. 利用制限のある共用教室のタイムシェアではなく、支援の単位毎にこどもたちの健やかな放課後生活の場として、専用の施設（教室）を確保してください。
3. のびのびルームは、1校区に常勤の責任者として1人の主任放課後支援員を配置し、利用児童数に応じた人数の支援員が配置されています。校区毎に利用人数は違うため、校区によって主任支援員の負担に大きな差ができます。また、こどもと支援員が相互に関係を構築し、信頼関係を築く規模として支援の単位をおおむね40人とし、支援の単位毎に分離分割して常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
4. 校区によって受ける保育に差ができないよう公平な学童保育を提供してください。
5. 放課後支援員の勤務時間として、こどもの受け入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定してください。
6. 現在、放課後支援員不足が深刻化しています。放課後児童支援員が安心して長期的に安定して雇用するために、キャリアアップ等支援員の処遇を充実させてください。
7. 来年度ものびのびルーム、堺っ子くらぶが3～5年で入札が行われます。安価が優遇される入札ではなく、放課後支援員不足の解消、保育環境の充実が図れるよう予算を組んでください。
8. 放課後支援員不足が深刻化する中、入札による運営事業者更新があります。これは、利用者、従事する労働者が関与・選択する事ができません。事業者が変わった場合、利用者はこれまでの保育環境が維持されるか不安で、継続してのびのびルーム、堺っ子くらぶを利用するか選択を迫られます。また、従事する放課後支援員は新事業者に転職するか、旧事業者に残留し校区を異動するかを選択しなければなりません。継続した保育環境を構築するため、運営事業者が変更となる場合でも従事する放課後支援員が継続して労働できるよう図ってください。

9. 放課後支援員の補助員は支援員としての資格が不要です。放課後支援員不足を補うため、隙間バイトのような労働条件で募集するような環境にならないよう配慮して下さい。また、補助員はこどもの権利について理解が不十分です。運営指針に則り、こどもの権利についての研修を行い、堺市における放課後支援員の質の向上に努めて下さい。
10. 運営事業者の委託金は、堺市の税金と国の補助金と市民の利用料から構成されています。入札によって契約する以上、委託金の用途を利用者が監査するだけでなく、堺市が第3者委員会を設置し、責任を持って運営事業者に対し事業収支決算を含めた運営情報を収集し、開示して下さい。
11. 子育て環境の向上として、保育所と同様に第2子以降の保育料を減免して下さい。
12. 放課後児童クラブは、こどもが遊びや生活の中で、自分の権利を理解できるような環境や機会を設けることが求められています。その内容について、保護者に周知するように努めてください。
13. 運営指針において保護者及び保護者組織との連携が謳われています。現在の保育環境や内容を保護者に説明する事は運営事業者の責任です。保護者に対し、定期的な説明をする等保護者と連携をとる様環境を整えて下さい。
14. 放課後児童クラブはこどもが主役です。こども自身が発達段階に応じた主体的なあそびや生活ができるように、こども達と支援員が話し合い協力して保育環境を構築するようにして下さい。

受理年月日 令和6年11月11日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会
代表 川 内 千 晴
山 片 京 子

百舌鳥小学校のびのびルームにおけるトイレ増設について

陳情の内容

トイレ改装について

現在、百舌鳥小のびのびルームのトイレは以下のような課題があり、子どもたちの安全・健康・衛生面で不安を抱えております。

1. トイレの洋式化

現在女子トイレは和式1基と洋式1基の合計2基ですが、和式トイレが詰まっており修理を依頼中です。トイレ修理業者の意見としては、和式より洋式のほうが詰まりの修理は簡単であるとのことであり、和式トイレを洋式トイレに改装していただきたいです。

2. トイレの老朽化

建設から長い年月が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。特に、床や便器の設備は傷んでおり、使用時に不快に感じる子どもが多いと聞いております。

3. 安全性の問題

トイレの床が滑りやすく、子どもたちが転倒するリスクが高いと考えられます。特に男子トイレの床の排水が悪い状況です。また消臭のために毎日薄めたハイターで床を清掃するために指導員の手が取られており、子どもたちへの対応が不十分になっております。

<陳情事項>

以上の問題を踏まえ、以下の改善をお願い申し上げます。

改装要望事項

1. トイレの洋式化

2. トイレ設備の全面的な改装（床、便器、洗面台、蛇口などの交換）

3. 床材の改修（滑りにくい素材の導入）

子ども達の安全で快適な生活を支えるためには、トイレ整備が不可欠です。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受理年月日 令和6年11月12日

令和6年 第4回市議会(定例会)陳情書綴

令和6年12月 発行

編集・発行 堺市議会

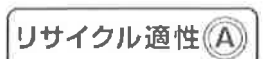
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 真生印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-24-0043



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。